

佐世保市障がい者プラン

佐世保市障がい福祉計画



は じ め に

本市では、平成 16 年 3 月に策定した「佐世保市障がい者プラン」に基づき、障がいのある人もない人も、社会を構成する一員として、各分野にわたって平等に参加し活動ができる「共生社会」の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでいます。

平成 18 年 4 月には、障害者自立支援法が施行され、障がい種別により生じていたサービス格差の解消やサービスの充実のために、さらなる障がい者支援の推進が図られました。これに伴い本市では、平成 19 年 3 月に「佐世保市障がい福祉計画」を策定し、同法に掲げられている障がい福祉サービスを円滑に実施することに取り組んでまいりました。

この間、国においては、平成 18 年 12 月に国連総会で採択された障がい者権利条約の締結（批准）に向けて、国内法の検証を行っています。条約では、障がい者の自立、非差別、社会参加を原則として、あらゆる社会活動において、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進することが規定されているため、労働・雇用分野をはじめとするさまざまな分野における国内での対応が検討されています。また、施行後 3 年を迎える障害者自立支援法について、見直しが行われているところです。

このような中、現行の二つの計画が計画期間を終了することから、新たな「佐世保市障がい者プラン」及び「佐世保市障がい福祉計画」を一体的なものとして策定いたしました。

本計画は、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現という目標を継承しながら、障害者自立支援法の趣旨に則り、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指しています。

今後はこの計画を施策の指針として、福祉施策のさらなる充実を図っていきたいと思いますので、関係者の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者の皆様や市民の方々に心から感謝申し上げます。

平成 21 年 3 月

佐世保市長 朝長 則男

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと計画期間	1
3 計画の理念と目標	2
4 計画の基本的視点	2
5 障がい者支援施策の体系	5
6 計画の策定体制	6

第2章 佐世保市の現状

1 人口等の動向	9
2 身体障がい者の状況	12
3 知的障がい者の状況	15
4 精神障がい者の状況	16
5 障がい者のサービス利用状況	17
6 障がい児の就学の状況	18
7 障がい者の雇用の状況	19
8 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ	20

第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

障がい者支援施策体系区分	23
1 啓発・広報	24
1. 啓発・広報活動の推進	24
2. 人権教育・福祉教育や交流教育の推進	26
2 生活支援	27
1. 相談支援体制の充実	27
2. 日中活動の場及び在宅サービスの充実	29
3. 入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進	31
4. 居住支援の充実	33
5. 地域で支え合うネットワークづくり	34
6. 移動・外出の支援	36
7. コミュニケーションの支援と情報提供	38
8. 経済的自立の支援	41
9. スポーツ・文化活動の振興	42

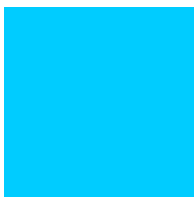
3	生活環境	44
1	バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	44
2	障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進	46
4	教育・育成	48
1	療育、教育相談、就学指導体制の充実	48
2	障がいの特性に応じた療育・保育・教育の推進	50
5	雇用・就業	54
1	障がい者のための総合的な就労支援	54
2	障がい者雇用に対する理解の促進	56
6	保健・医療	58
1	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療	58
2	障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実	60

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

1	平成23年度の目標値	63
2	事業量見込み	65

第5章 計画の推進体制

1	関係機関等との連携	69
2	計画の進捗管理	69



第 1 章 計画の概要



1

計画策定の背景と趣旨

本市では、平成16年3月に「佐世保市障がい者プラン」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、計画策定以降、障がい者（児）に関するさまざまな法律等が制定あるいは改正され、障がい者を取り巻く環境は大きく変わってきています。中でも最も大きな変更点の一つが、平成18年4月からの「障害者自立支援法」の施行による、三障がいの制度の一元化と障がい者に対するサービス体系の再編でした。

本市においても、この施行に伴い、平成19年3月に「佐世保市障がい福祉計画」を策定し、障がい者の自立に関する平成23年度の数値目標を設定するとともに、その達成に向けて、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりへの取り組みを進めてきたところです。

この度、両計画ともに計画期間終了を迎えたことを受け、両計画に基づく取り組みの現状と残された課題を検証しつつ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した、新しい「佐世保市障がい者プラン」及び「佐世保市障がい福祉計画」を策定することとしました。

2

計画の位置づけと期間

この計画は、障害者基本法第9条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）と、障害者自立支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」を一体として策定するものです。

「障がい福祉計画」は、「障がい者プラン」のなかの「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして、3年を1期として策定する短期の計画ですが、「障がい者プラン」は、本来、障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期（5年～10年程度）の計画です。しかし、今後、障害者自立支援法の見直しがあること、また「障害者権利条約」に対応した国内法の整理が考えられることから、本計画は「障がい者プラン」も含め、平成21年度から平成23年度までの3か年計画とします。

また、発達障害者支援法に基づき、市町村は、発達障がいの早期発見、早期の発達支援、保育、教育、就労支援、地域での生活支援、家族への相談支援等の責務を有することから、本計画は、発達障がい者の支援に関する計画としても位置づけます。

3

計画の理念と目標

この計画は、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現を目標とします。

また、障害者自立支援法の趣旨に則り、障がい者の自立への意欲を高めるとともに、施設入所・入院から地域生活への移行を促進し、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指します。

ノーマライゼーション：

障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

4

計画の基本的視点

障がい者の主体性、自立性の確立

障がい者の主体的な選択・決定とさまざまな「自立」のスタイルを尊重し、障がい者が基本的人権を有する社会の一員として、家庭、職場、学校、施設などあらゆる場において、それぞれの能力を発揮できるようにするための支援施策を推進します。

障がい者のライフサイクルを見通した個別支援システムの強化と連携

障がい者に対する支援は、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までの障がい者のライフサイクルを見通し、継続的かつ総合的に行うことが必要です。

これまでの障がい者に対する支援は、それぞれの障がいの特性と時期に応じた各専門機関による支援の充実を図ることに重点が置かれ、多くの場合、関係者間の連携がないまま、とぎれとぎれの状態で支援が行われてきました。支援を受ける障がい者本人の人生は連続したものでありながら、ライフサイクルの各時期に行われる支援が、それぞれの節目でうまくつながらず、分断された状況にあり、このことは関わる人が代わるたびにやり方も変わり、本人や家族が戸惑う原因にもなっています。

幼児期の療育、就学期の特別支援教育、学校卒業後の就労や社会参加に対する支援など、それぞれのライフサイクルで提供される支援が連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有の仕組みづくりを行い、個別支援システムの強化を図ります。

● すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくり

障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がい者が社会活動を自由にできる平等な社会づくりをめざします。そのためには、幅広い分野の取り組みを要するとともに、行政はもちろん、社会のすべての構成員が障がい者問題を理解し、主体的に取り組んでいく必要があります。このような全員参加による取り組みを進めていくためにも、地域住民や企業等に対する啓発・広報の一層の充実に努めます。

また、障がい者だけでなくすべての人々にとって暮らしやすい社会づくりというユニバーサルデザイン の観点から、障がい者の利便を前提にした各種施策を一般的な施策の中に位置づけて推進するように努めます。

ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は、ハード（施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっている。

● 障がいの重度化・重複化への対応（重症心身障がい児（者）への対応）

近年、障がいが重度であったり、重複したりしているため、常時介護や援護を必要としている障がい者の割合は増加する傾向にあります。このため、これら重度重複障がい者のニーズに配慮した施策の推進を図る必要があります。特に、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している重症心身障がい児（者）の中には、専門的な医療ケアを必要とする人も多く、家族による医療ケアの必要性も高まる傾向にあります。在宅福祉サービスの基盤整備と適切な提供や在宅医療の充実によって、家族一人ひとりの自己実現を支援していく必要があります。

● 障がい者の高齢化への対応

人口構造の高齢化に伴い、障がい者の高齢化が進むとともに、障がいが発生する高齢者が多くなっています。さらに、高齢化の波は、障がい者本人以上にその両親等介助者にも押し寄せており、家庭における介護力の低下が問題となってきました。このため、介護保険サービスとの役割分担や連携を図りながら、生活支援の充実、生活環境の整備促進を図ります。

多様な障がいに対応する専門性や体制の整備

高次脳機能障がい、また、発達障がいである、高機能自閉症・ADHD（注意欠陥／多動性障がい）・LD（学習障がい）といった幅広い障がいへの対応が求められています。これらのさまざまな障がいに対する専門性を高め、さまざまな障がい特性に対応できるホームヘルパーの養成など体制の整備を図ります。

高次脳機能障がい：

脳卒中や交通事故での脳外傷などにより、脳が損傷し、言葉や記憶、計算、行為、空間認知など複雑な脳の機能に障がいが生ずること。社会生活への適応が困難となる障がいであるが、その多くが退院後などに確認され、外見上は身体障がいが見うけられない場合が多く、本人の障がい認識も薄いのが特徴。

高機能自閉症：

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

5

障がい者支援施策の体系

施策分野

施策項目

1 啓発・広報

- 1．啓発・広報活動の推進
- 2．人権教育・福祉教育や交流教育の推進

2 生活支援

- 1．相談支援体制の充実
- 2．日中活動の場及び在宅サービスの充実
- 3．入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進
- 4．居住支援の充実
- 5．地域で支え合うネットワークづくり
- 6．移動・外出の支援
- 7．コミュニケーションの支援と情報提供
- 8．経済的自立の支援
- 9．スポーツ・文化活動の振興

3 生活環境

- 1．バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
- 2．障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進

4 教育・育成

- 1．療育、教育相談、就学指導体制の充実
- 2．障がいの特性に応じた療育・保育・教育の推進

5 雇用・就業

- 1．障がい者のための総合的な就労支援
- 2．障がい者雇用に対する理解の促進

6 保健・医療

- 1．障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療
- 2．障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実

6

計画の策定体制

障がい者専門部会の設置

本計画の策定を行うにあたり、保健・医療・福祉・労働・教育関係者、学識経験者や障がい者団体・障がい者施設の代表者等の意見を反映させるため、「佐世保市保健・医療・福祉審議会」の下に「障がい者専門部会」を設置し、審議を重ねていただきました。

アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の生活実態や障がい福祉サービスの利用意向、行政に対する要望を把握するために、障がい者に対するアンケート調査を実施しました。

● アンケート調査の実施概要

調査対象	身体障害者手帳所持者 (18歳未満全数、18歳～ 65歳未満から無作為抽 出)	療育手帳所持者 (18歳未満全数、18歳～ 65歳未満から無作為抽 出)	精神障害者 保健福祉手帳所持者 (全数)
調査方法	郵送配布・郵送回収		
配布数	2,000人	1,000人	827人
有効 回収数	1,425人		448人
有効 回収率	47.5%		54.2%
調査期間	平成20年1月17日(木)～1月31日(木)		

ヒアリング調査の実施

アンケート調査では把握しきれない障がい者の生活課題や福祉ニーズ、各種障がい者団体の活動状況とその課題、さらにはサービス提供現場における現状と課題を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。調査は、障がい者団体、ボランティア団体及びサービス事業所を対象に、ヒアリングシートを配布し回答を依頼するとともに、回答のあった団体、事業所の一部、さらには障がい者数名を対象として面談による調査を行いました。

●ヒアリング調査の実施状況

1. ヒアリングシートの配布・回収（平成20年5月下旬～6月末）	
障がい者団体	17団体（うち10団体から回答）
ボランティア団体	8団体（うち4団体から回答）
サービス事業所	73事業所（うち38事業所から回答）
2. ヒアリング（個別面談等）の実施（平成20年6月末～7月中旬）	
障がい者団体	6団体（第1回障がい者専門部会）
	3団体（懇談会形式）
ボランティア団体	5団体（懇談会形式）
サービス事業所	4事業所（訪問ヒアリング）
	日中一時支援事業者10事業所（懇談会形式）
障がい者	知的障がい者10名（生活支援センターでグループヒアリング）
	知的障がい者1名（個別ヒアリング）
	身体障がい者2名（個別ヒアリング）
	高次脳機能障がい者とその家族（訪問ヒアリング）



第 2 章 佐世保市の現状



1

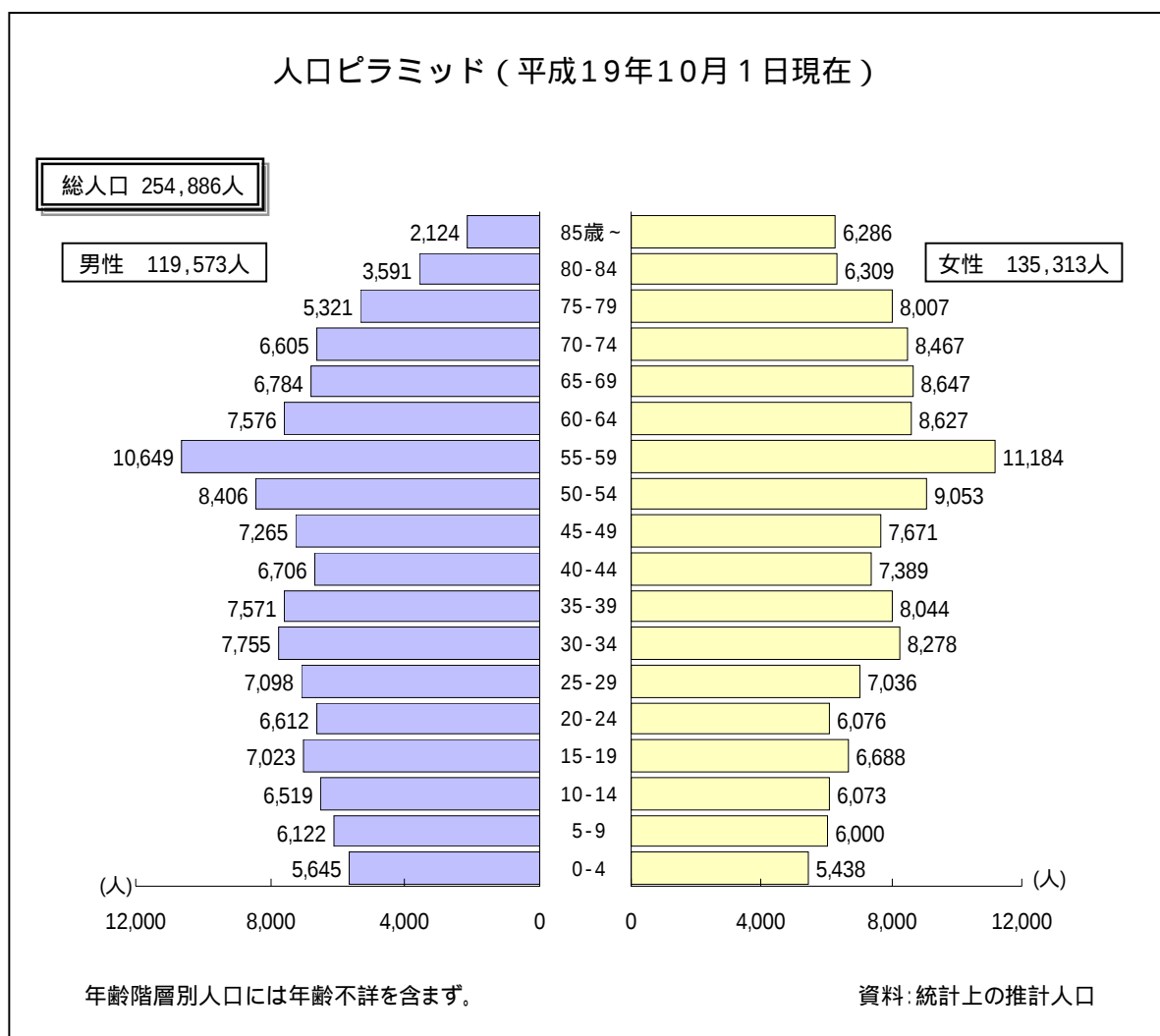
人口等の動向

人口構造

本市の平成19年10月1日現在の総人口は、男性119,573人、女性135,313人の計254,886人です。人口ピラミッドを見ると、第1次ベビーブーム世代である50歳代後半が多く、14歳以下は少なくなっていることがわかります。

また、65歳以上の人口は62,141人で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は24.4%となっています。

現在、最も人口の多い第1次ベビーブーム世代の多くが10年後には高齢者となるため、高齢化率の急上昇が見込まれます。



人口と世帯数の推移

本市の人口は、平成7年以降はおおむね減少傾向にありますが、世帯数は一貫して増加傾向にあります。（平成17年及び18年はそれぞれ市町村合併により人口、世帯数ともに増加しています。）

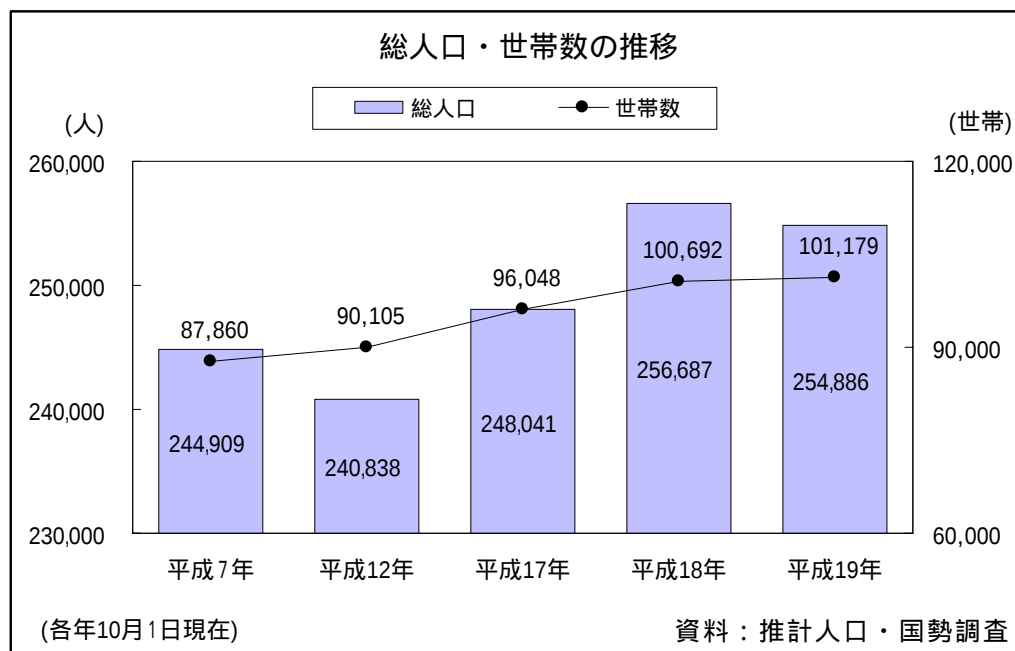
また、年齢階層別の推移を見ると、年少人口割合が低下する一方で、老年人口割合が上昇しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

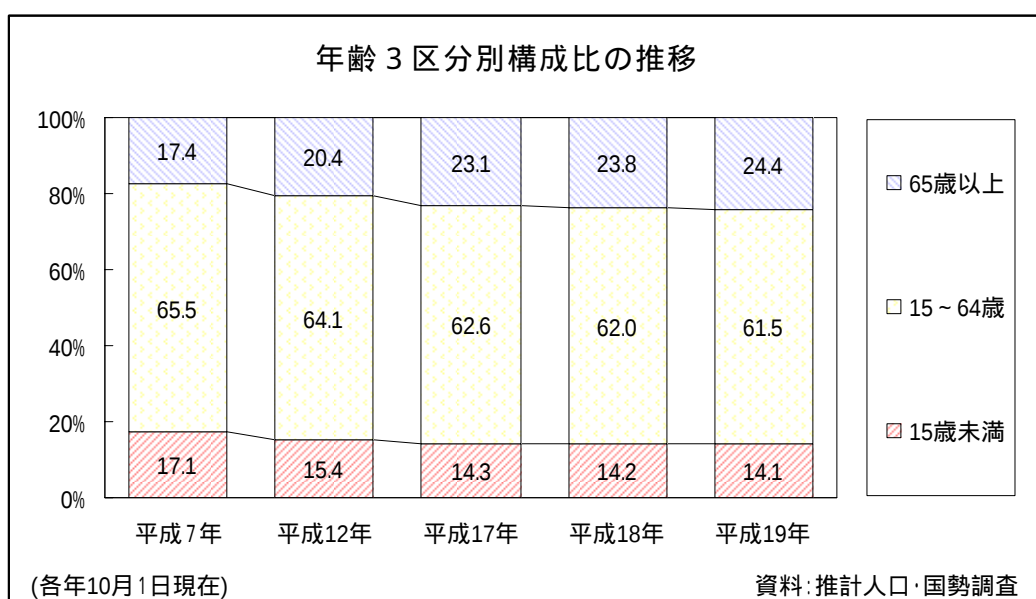
人口と世帯数の推移

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年
総人口(人)	244,909	240,838	248,041	256,687	254,886
男	114,987	113,153	116,726	120,637	119,573
女	129,922	127,685	131,315	136,050	135,313
15歳未満	41,924	37,027	35,530	36,428	35,797
15～64歳	160,305	154,143	155,115	158,959	156,707
65歳以上	42,597	49,123	57,155	61,059	62,141
一般世帯数(世帯)	87,860	90,105	96,048	100,692	101,179

各年10月1日現在の推計人口

年齢3区分人口には年齢不詳を含まず。





2

身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者数

本市の身体障がい者手帳所持者数は、平成20年3月末現在10,913人（総人口の4.3%）で、うち65歳以上の高齢者が7,176人で全体の65.8%を占めています。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が5,582人（51.2%）と最も多く、次いで内部障がいが3,297人（30.2%）となっています。また、重度障がい者（1、2級）は5,145人で、全体の47.1%を占めています。

身体障がい者手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	4	1	0	1	0	0	6
	18～64歳	116	87	25	11	25	24	288
	65歳以上	246	192	45	55	59	72	669
	合計	366	280	70	67	84	96	963
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	4	5	8	6	0	8	31
	18～64歳	53	95	26	21	3	52	250
	65歳以上	27	136	91	138	3	281	676
	合計	84	236	125	165	6	341	957
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	2	22	34	0	0	58
	65歳以上	1	5	35	15	0	0	56
	合計	1	7	57	49	0	0	114
肢体不自由	18歳未満	61	37	13	8	11	4	134
	18～64歳	441	437	327	363	341	121	2,030
	65歳以上	555	783	585	886	458	151	3,418
	合計	1,057	1,257	925	1,257	810	276	5,582
内部障がい	18歳未満	23	0	4	7	0	0	34
	18～64歳	506	8	198	194	0	0	906
	65歳以上	1,289	31	543	494	0	0	2,357
	合計	1,818	39	745	695	0	0	3,297
合計	18歳未満	92	43	25	22	11	12	205
	18～64歳	1,116	629	598	623	369	197	3,532
	65歳以上	2,118	1,147	1,299	1,588	520	504	7,176
	合計	3,326	1,819	1,922	2,233	900	713	10,913

平成20年3月末現在

● 等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数の推移は以下のとおりです。平成17年度及び18年度はそれぞれ市町村合併があったため、前年度との比較ができません（以下同じ。）が、19年度は18年度に比べ125人の増加となっており、特に4級の増加率（5.3%）が高くなっています。

等級別身体障がい者手帳所持者数の推移 (単位：人)

等 級	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 級	2,846	2,936	3,264	3,282	3,326
2 級	1,623	1,622	1,820	1,807	1,819
3 級	1,682	1,695	1,944	1,947	1,922
4 級	1,599	1,690	2,060	2,121	2,233
5 級	821	823	922	903	900
6 級	625	634	722	728	713
合 計	9,196	9,400	10,732	10,788	10,913

各年度末現在

● 障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に見ると、増加率が高いのは「内部障がい」で、平成15年度から16年度までの増加率は6.6%、18年度から19年度にかけても1.9%の増加となっています。

障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移 (単位：人)

障がい種別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
視覚障がい	883	877	994	989	963
聴覚・平衡 機能障がい	835	834	942	936	957
音声・言語 障がい	100	90	105	106	114
肢体不自由	4,771	4,820	5,548	5,521	5,582
内部障がい	2,607	2,779	3,143	3,236	3,297
合 計	9,196	9,400	10,732	10,788	10,913

各年度末現在

● 年齢階層別身体障がい者手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、65歳以上が一貫して増加傾向にあるのに対して、65歳未満は横ばい傾向にあります。

年齢階層別身体障がい者手帳所持者数の推移 (単位：人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
18歳未満	199	196	208	208	205
18歳～64歳	3,326	3,310	3,594	3,535	3,532
65歳以上	5,671	5,894	6,930	7,045	7,176
合 計	9,196	9,400	10,732	10,788	10,913

各年度末現在

3

知的障がい者の状況

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、平成19年度末現在1,811人(総人口の0.7%)で、年々増加する傾向にあります。

障がい程度別に見ると、軽度のB2判定が608人と最も多く、全体の33.6%を占めています。

また、増加率が高いのは最重度のA1判定で、平成18年度から19年度にかけての増加率は4.7%となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

障がい程度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
A1判定	346	357	416	424	444
A2判定	275	279	322	313	308
A判定	3	3	3	3	3
B1判定	386	389	448	439	444
B2判定	482	490	568	594	608
B判定	4	4	4	4	4
合 計	1,496	1,522	1,761	1,777	1,811

各年度末現在

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、平成19年度末の18歳未満の構成割合は14.9%となっています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
18歳未満	252	247	280	264	269
18歳～64歳	1,142	1,164	1,349	1,384	1,400
65歳以上	102	111	132	129	142
合 計	1,496	1,522	1,761	1,777	1,811

各年度末現在

4

精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成19年度末現在847人で、総人口の0.3%となっています。

また、障がいの等級別に見ると2級が最も多く、全体の67.3%を占めています。

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

等級	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1級	109	99	149	155	149
2級	331	306	511	550	570
3級	53	44	89	116	128
合計	493	449	749	821	847

各年度末現在

年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、18歳未満は極めて少数で、18歳以上が大半を占めています。

年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

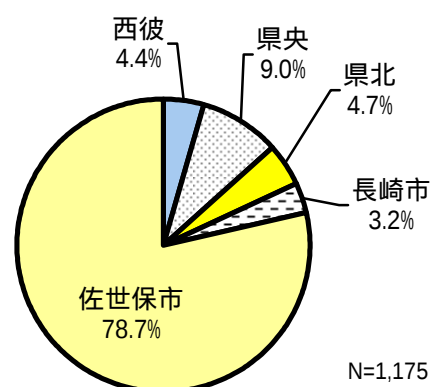
区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
18歳未満	10	6	3	6	4
18歳～64歳	451	407	678	727	752
65歳以上	32	36	68	88	91
合計	493	449	749	821	847

各年度末現在

精神障がい者の県内入院状況

平成18年6月30日現在、県内の病院に入院している本市出身の精神障がい者は1,175人で、うち924人(78.7%)が本市内の病院に入院しています。

精神障がい者の保健所管轄別入院先の割合



5

障がい者のサービス利用状況

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度から新体系サービスへの移行が段階的に進められていますが、新体系サービスへの移行が完了する平成23年度末までは、旧法施設も存続することになります。

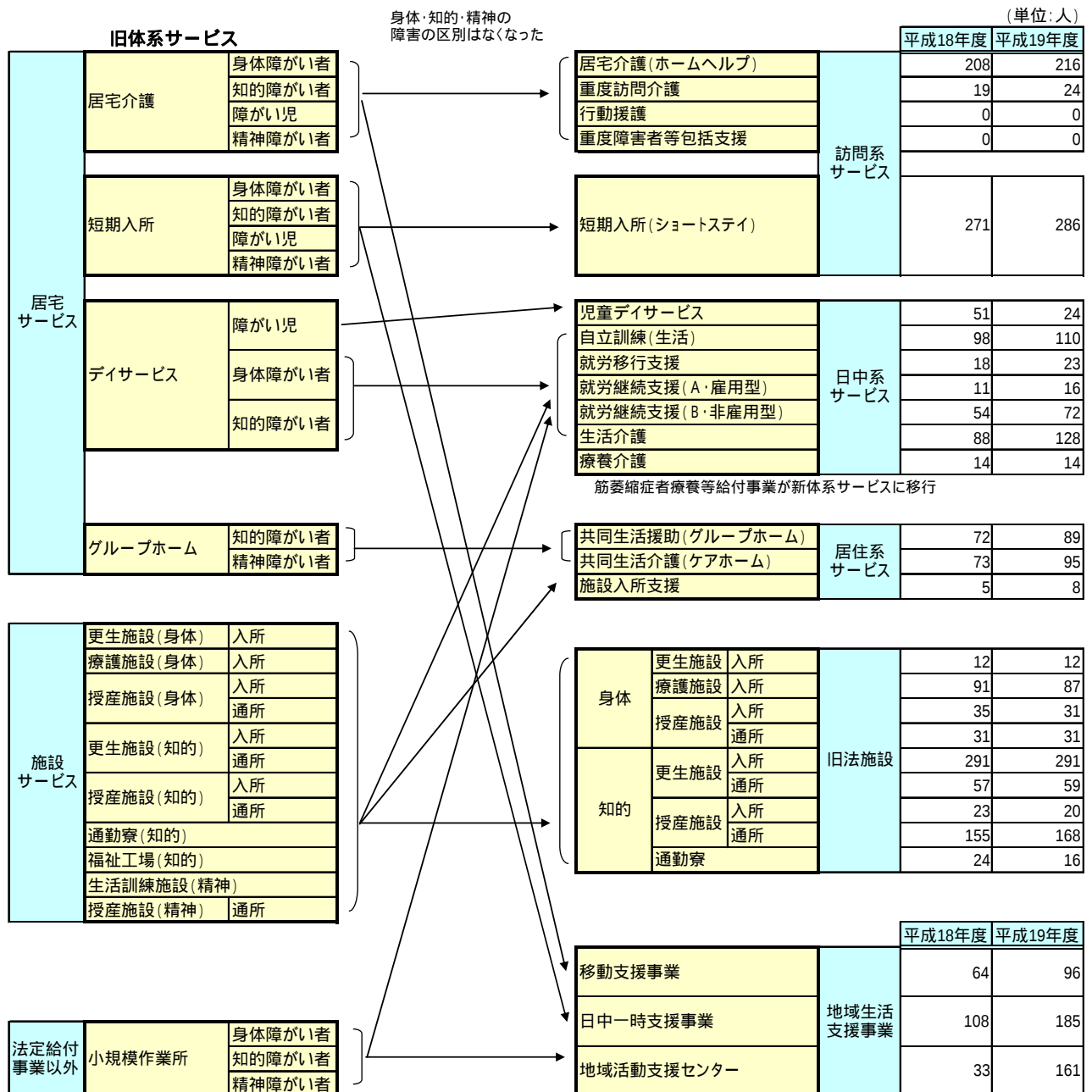
障がい者のサービス利用状況は、以下のとおりです。

障がい者のサービス利用状況の推移

平成17年度まで

平成18年10月から

(単位:人)



各年度末現在決定者数

6

障がい児の就学の状況

市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は、以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況

区 分				平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
特別支援学級	知的障がい	小学校	学級数	19	21	23	24	27
			児童数	49	57	73	74	82
		中学校	学級数	8	10	10	14	14
			生徒数	27	34	26	29	38
	情緒障がい	小学校	学級数	1	3	3	4	5
			児童数	2	5	7	8	8
		中学校	学級数	1	休級	1	1	2
			生徒数	1	-	1	1	2
	病 弱	小学校	学級数	1	1	1	1	2
			児童数	1	2	1	1	2
通級指導教室	言語障がい	小学校	教室数	6	6	6	6	6
			児童数	92	95	96	94	98
	情緒障がい	小学校	教室数	6	6	9	9	10
			児童数	88	93	108	123	122
		中学校	教室数	-	1	2	2	2
			生徒数	-	13	19	26	20
	聴覚障がい	小学校	教室数	1	1	1	1	1
			児童数	10	11	6	7	8

各年5月1日現在

市内の特別支援学校の状況

市内の特別支援学校の状況は、以下のとおりです。

特別支援学校の状況

種別	学校名	佐世保市からの在学者数（人）				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
聴覚障がい	長崎県立ろう学校佐世保分校	2	1	2	0	5
知的障がい 肢体不自由	長崎県立佐世保養護学校		53	26	71	150

平成20年5月1日現在

7

障がい者の雇用の状況

市内企業の障がい者の雇用状況

平成20年6月1日現在、市内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（1.8％）を達成している企業は127社中73社で、達成率は57.5％となっています。

企業規模別の障がい者雇用状況

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	障がい者 雇用率(%)	雇用率未達成 企業の割合(%)
56～99人	63	4,743	85	1.79	39.7
100～299人	53	8,326	127	1.53	47.2
300～499人	6	2,174	36	1.66	50.0
500～999人	2	1,394	27	1.94	0.0
1,000人以上	3	5,166	88	1.70	33.3
計	127	21,803	363	1.66	-

障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

資料：ハローワーク佐世保

市の行政機関における障がい者の雇用状況

平成20年6月1日現在、市の行政機関における障がい者雇用率は2.4％で、法定雇用率2.1％を超えています。

市の行政機関における障がい者の雇用状況

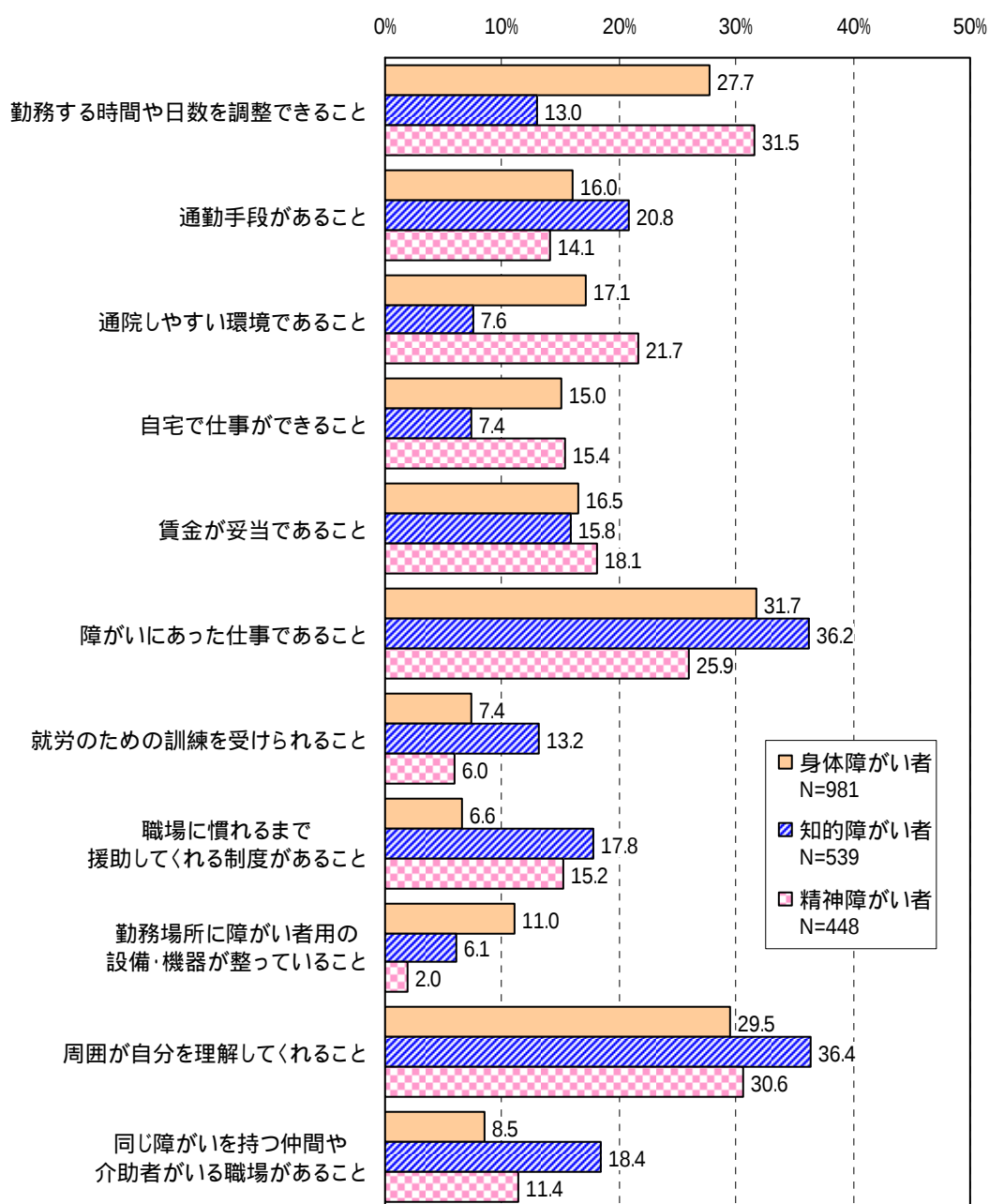
部 局	職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率
市長部局・教育委員会	2,136人	1,700人	40人	2.4%

障がい者数は、重度障がい者9名を2倍で計上している（実人員は31名）。

アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ

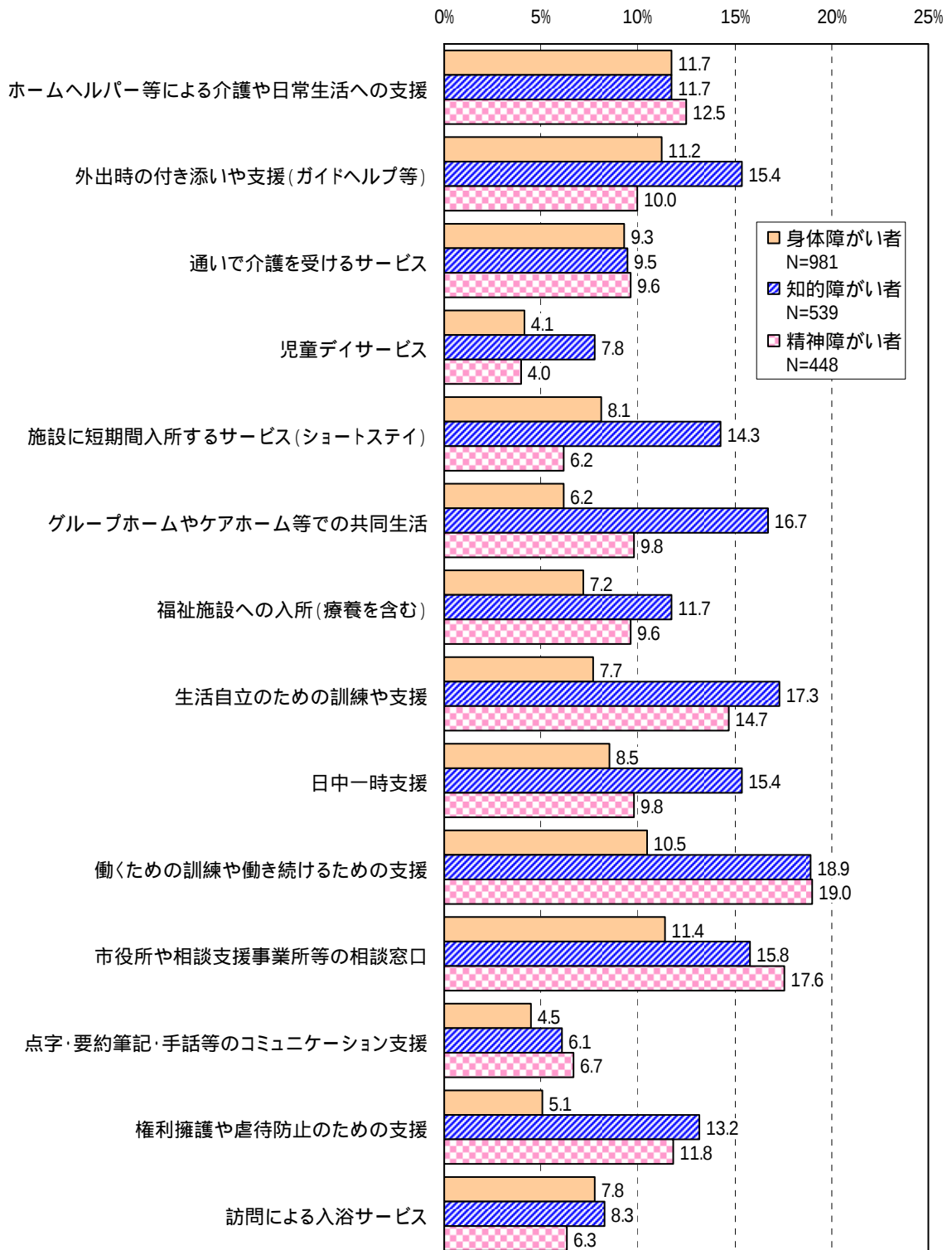
障がい者が働くために必要な環境

3 障がいを通して回答割合が高かったのは、「障がいにあった仕事であること」と「周囲が自分を理解してくれること」でした。また、身体障がい者と精神障がい者では、「勤務する時間や日数を調整できること」が3番目に挙がっています。



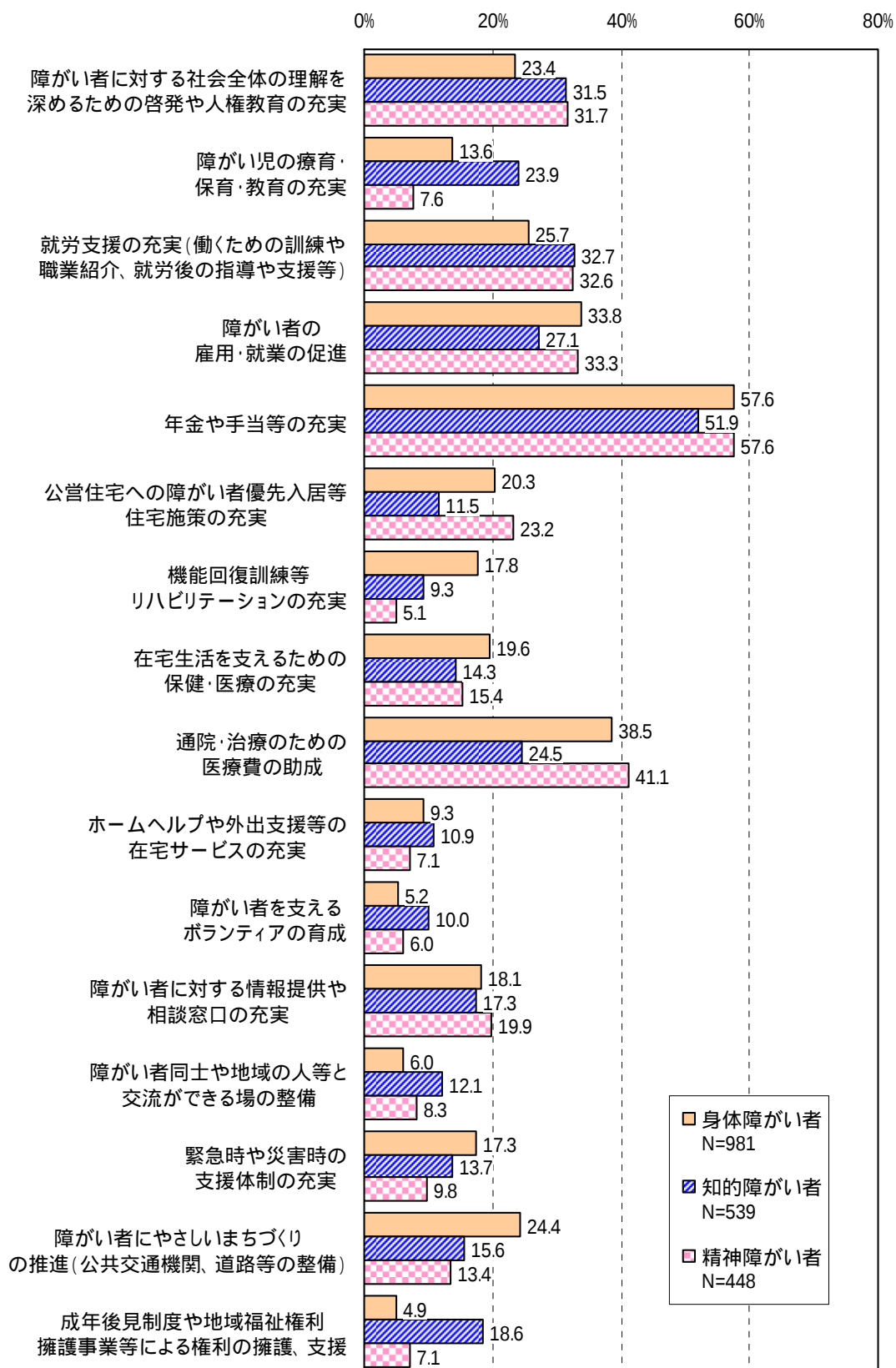
福祉サービスの利用意向

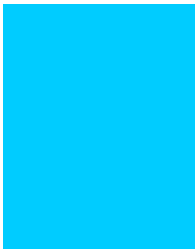
今後利用したいと回答した割合が最も高かったのは、身体障がい者では、「ホームヘルパー等による介護や日常生活への支援」、知的障がい者と精神障害者では、「働くための訓練や働き続けるための支援」でした。



障がい者支援で行政が充実すべきこと

行政が充実すべき障がい者支援として、最も回答割合が高かったのは「年金や手当等の充実」で、3 障がいともに経済面や雇用面の支援を求める回答割合が高くなっています。





第 3 章 施策の現状と課題 及び今後の取り組み



障がい者支援施策体系区分

	佐世保市障がい者プラン	佐世保市障がい福祉計画
1 啓発・広報	(1) 啓発・広報活動の推進 広報させばの活用、障がい者の日記念事業、ウォーキング&ゲームラリー、心の健康づくりフェスティバル、福祉用具体験学習、健康と福祉フェスティバル、地域のイベントへの障がい者の参加、うつ病予防の啓発、啓発パンフレット、出前講座 (2) 人権教育・福祉教育や交流教育の推進 特別支援教育コーディネーター、総合的な学習の時間の活用、特別支援学校・福祉施設との交流、ボランティア指定校、社会福祉活動推進協力校、障がい者等のゲストティーチャー	
2 生活支援	(1) 相談支援体制の充実 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、市の窓口・電話・保健師の訪問による相談、高齢者あんしんセンターによる相談、地域福祉権利擁護事業 (2) 日中活動の場及び在宅サービスの充実 バリアフリー生活館 (3) 入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進 退所・退院前のアパート等での生活体験 (4) 居住支援の充実 市営住宅のバリアフリー化、市営住宅の抽選優遇、住宅改造助成事業 (5) 地域で支えあうネットワークづくり 地域福祉計画、地区福祉対策推進協議会、地域福祉推進会、ボランティアセンター、出前講座 (6) 移動・外出の支援 車椅子の貸与、福祉タクシー、福祉特別乗車証、リフト付きバスの運行、身体障害者補助犬 (7) コミュニケーションの支援と情報提供 市庁舎内への音声誘導装置の設置、市ホームページの音声読み上げ・文字拡大機能、サービスガイド、IT講習会 (8) 経済的自立の支援 年金・手当、医療費の給付・助成、税の減免、交通機関の運賃割引、NHK放送受信料等の料金割引 (9) スポーツ・文化活動の振興 障がい者文化体育施設「サン・アビリティーズ佐世保」、県障害者スポーツ協会、障がい者スポーツ指導員、各スポーツ大会の助成	相談支援事業所、ケアマネジメント、サービス利用計画の作成、ピアカウンセリング、ろうあ相談員、居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業、地域自立支援協議会 ホームヘルプ、就労移行支援、ショートステイ、日中一時支援、訪問入浴サービス、日常生活用具など 精神障害者地域移行支援特別対策事業、グループホーム・ケアホーム グループホーム・ケアホーム、居住サポート 精神保健福祉ボランティア養成講座 移動支援事業、行動援護事業、自動車運転免許取得助成、自動車改造助成 手話通訳者配置、ろうあ相談員配置、手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成講習、広報させば朗読テープ版の発行、公文書の点訳、点字講習会 ふれあい教室、地域活動支援センター
3 生活環境	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 建築物、公共施設、交通機関のバリアフリー化、市民啓発 (2) 障がい者に配慮した防災・防犯対策の整備 災害時要援護者対策(把握と支援)、地域防災ネットワーク、防災訓練、災害時情報伝達体制の整備、メール119、ファックス119、防犯対策、メール110、ファックス110、消費者被害防止啓発	
4 教育・育成	(1) 療育、教育相談、就学指導体制の充実 子ども発達センター、すぎのこ園、療育、教育機関 (2) 障がいの特性に応じた療育・保育・教育の推進 障がい児支援の各機関の連携、障がい児保育、重症心身障害児施設(ショートステイ)・通園事業	日中一時支援、ホームヘルプ、ショートステイ
5 雇用・就業	(1) 障がい者のための総合的な就労支援 ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、長崎障害者職業センター、ジョブコーチ、精神障がい者の社会適応訓練 (2) 障がい者雇用に対する理解の促進 法定雇用率、短時間就労、トライアル雇用、広報啓発	就労移行支援、就労継続支援、就労支援ネットワーク、工賃倍増計画
6 保健・医療	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療 乳幼児健康診査、乳幼児発達相談、保健師による健康教育・訪問指導、医師による精神保健相談、特定健康診査、特定保健指導、「けんこうシップさせば21」、心の健康づくり講座 (2) 障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実 保健師による窓口・訪問指導、保健所デイケア、家族教室、歯科健康教育、かかりつけ歯科医、歯科保健推進協議会、障がい者歯科保健検討会・研修会、歯科相談「歯ミングルーム」、摂食・嚥下相談、地域リハビリテーション体制の整備、難病患者のサポート	

1

啓発・広報

障がいのある人も障がいのない人も、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。障がいのある人自身や障がい者団体による運動の積み重ね、国際的な潮流や国・県・市の施策等により障がいそのものや障がいのある人に対して一定の理解が進み、共に生きていこうとする人が確実に増えてきています。

しかし、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言い難い現実があるのもまた事実です。障がい者に対するアンケート調査結果によると、「障がいがあることで差別を感じたりいやな思いをしたことがある」と答えた人の割合は、身体障がい者 43.6%、知的障がい者 55.1%、精神障がい者 55.8%となっています。すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、さまざまな広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの人権教育・福祉教育や交流教育を通して障がいのある人となない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

1. 啓発・広報活動の推進

現状と課題

本市では、「広報させば」や啓発用ポスター等各種広報媒体による啓発のほか、「障がい者の日記念事業」、「福祉用具体験学習」などのイベントを通じた啓発事業を実施しており、「健康と福祉フェスティバル」では平成 19 年にできた相談支援事業所も加わり、行政とともに啓発を行っています。

一方、精神障がい者スポーツ大会「ウォーキング&ゲームラリー」、「心の健康づくりフェスティバル」など、実行委員会が民間主導で活動して、多くの市民の参加を得て一定の成果を収めているイベントもあります。

障がい者団体のヒアリング調査において、「従来型の市のイベントでは、参加者は毎年同じような顔ぶれで、一般の方の参加は極めて少数。」という指摘がありました。と同時に、これに関しては、「一般の方の関心が薄いと嘆くのではなく、逆に障がい者が人の集まっているところに出て行って、存在を知ってもらおうとか、子育ての市民懇話会で多くの保護者が集まっている中で、情報交換を行うとか、そういう方向性も大切である。」という意見もありました。

また、精神障がい者に対する理解を促進するためには、精神保健についての知識の普及が不可欠ですが、最近は、「うつ病」への関心が高く、相談支援事業所主催の講演会など民間における啓発活動が活発になっています。市としても講演会を実施し、あるいは、各地区自治会から依頼を受け、保健師による出前講座を実施し、地域の中で精神障がいやうつ病予防についての啓発に努めています。

今後も、市、事業所がさまざまな行事や広報媒体をとおして幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的にを行い、障がい者について正しい理解や認識を深めていく必要があります。

● 今後の取り組み

1．市の広報紙や啓発パンフレットによる啓発・広報活動の充実

「広報させば」を利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、引き続き啓発用のポスターの作成、配布を行います。

また、国、県などの啓発パンフレットの有効活用を図るとともに、市独自の啓発資料の作成、配布に努めます。

2．啓発イベントの見直しと交流の充実

市が行う啓発イベントについては、障がい者団体やボランティア団体との連携を図り、そのあり方と内容を見直しながら、障がいのあるなしや種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる交流の機会拡大を図ります。

3．地域の行事や集まりの中での啓発の機会拡充

障害者自立支援法が目指す障がい者の地域生活を実現するためにも、各地区へ出向いての出前講座による啓発・広報活動の拡充を図ります。また、地域の行事や集まりの中で、障がい者の地域生活について共に考える機会が増えるよう、障がい者団体や障がい者本人とその家族の側からの積極的な参画を促進します。

2. 人権教育・福祉教育や交流教育の推進

現状と課題

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めていくためには、できるだけ早い時期からの人権教育・福祉教育を積極的に推進する必要があります。

本市の小・中学校においては、すべての教育活動において人権教育の充実を図っています。特別支援教育の充実・推進のため各学校において指名されているコーディネーターを中心に全教職員が、研修会等を通し、障がいのある児童・生徒の理解に努めています。また、総合的な学習の時間等を活用して、各学校の実態に応じて福祉に関する学習活動を実施しており、学校近隣の特別支援学校（ろう学校・養護学校）や福祉施設との交流が推進されています。

さらに、毎年、小・中学校から「ボランティア指定校」、「社会福祉活動推進協力校」が指定され、さまざまな福祉活動に取り組んでいます。今後、障害福祉課や各障がい者団体が、各学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討する必要があります。

今後の取り組み

1. 交流教育の充実

障がい者への正しい知識と認識を深めるために、今後も引き続き、小中学校における交流教育の場を積極的に設け、互いに認め合い、支え励まし合える豊かな人間関係の育成に努めます。

2. 障がい者団体等のゲストティーチャーへの登録促進と積極的活用

障がい者の有するさまざまな問題や障がいの特性について、直接障がい者や障がい福祉関係者から話を聞ける機会を設けられるよう、障がい者や障がい者団体、サービス事業者等のゲストティーチャーへの登録を促進するとともに、その活用による人権教育・福祉教育の効果的な実践を図ります。

2

生活支援

障がい者施策の目指すところは、「ノーマライゼーション」の理念の実現であり、住み慣れた身近な地域社会での生活が保障されるところにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がい者の多様なニーズに対応するサービスの質的・量的充実に努め、すべての障がい者が豊かな地域生活を送れるような支援体制の確立が必要です。

1．相談支援体制の充実

現状と課題

障がい者の持つ悩みや問題は、その障がい部位や障がい程度、年齢、家族や社会の状況などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供・相談体制の整備が重要となります。

現在、市における障がい者への相談支援体制は以下のとおりですが、対象者の状況や年齢によっては、障害福祉課、長寿社会課、健康づくり課、子ども保健課、子ども育成課、子ども発達センター、子ども子育て応援センターが連携しながら支援を行っています。

- ・相談支援事業所 5 か所で相談支援を行い、うち 1 か所でピアカウンセリングを実施
- ・障害福祉課において、保健師が窓口・電話・訪問により相談支援を行う
- ・障害福祉課窓口にろうあ相談員 1 名を配置
- ・地域の中に身体障がい者相談員 19 名、知的障がい者相談員 5 名を配置

精神障がいに関する相談については、地域の中に相談員を配置する制度がなく、今後、県内の状況も見ながら、その可能性を検討していく必要があります。

また、障害者自立支援法の施行で障がい福祉サービス制度が少し複雑になっています。この制度の情報を障がい者に的確に提供しながら、利用者のニーズに応え、適切にサービスを組み合わせ、自立を支援していくことが重要です。そのためには、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障がい者福祉に係る各機関の連携強化を図る必要があります。

さらに、障がいにより判断能力が十分でない人は、自らの判断で、適切にサービスを選択したり、契約をしたりすることができず、適切にサービスを受けられないという事態

が想定されます。本市では、平成11年から佐世保市社会福祉協議会内の「高齢者あんしんセンター」で高齢者や障がい者の権利擁護のための相談活動を実施してきました。今後、成年後見制度の活用や地域福祉権利擁護事業の活用も含めて、障がい者の相談支援体制を充実させる必要があります。

● 今後の取り組み

1．障がい者ケアマネジメント体制の拡充

単に障がい福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がい者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がい者のケアマネジメントを行うことができる相談支援窓口の地域への拡充を行います。

2．地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

「佐世保市地域自立支援協議会」を地域の社会資源間のネットワークの核として、中立・公平性を確保する観点から相談支援事業の運営評価を実施するとともに、困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。

3．障がい者の権利擁護の充実

社会福祉協議会や家庭裁判所と連携しながら、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用促進により、障がい者の権利擁護の充実を図ります。

2. 日中活動の場及び在宅サービスの充実

現状と課題

障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がい者については、介護を受けながら日中を過ごす場所を確保することが必要です。また、地域で生活するためにさまざまな訓練が必要な人のための自立訓練、就労を希望する障がい者が働くことのできる環境を築くための就労継続支援や就労移行支援の確保が必要です。

さらに、障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅サービスが受けられる環境にあることが重要です。障害者自立支援法は、入所型の施設生活から地域における自立生活への移行や精神科病棟入院患者の退院の促進をその重点施策としています。在宅生活にあたって家族の支援のみに頼ることなく、重度障がい者も安心して暮らせるよう、訪問系サービスの質的・量的充実を図る必要があります。

また、入所型の施設サービス利用者は、併給して居宅支援を受けることができない、自立生活を体験する手段が少ない、居宅支援が十分に浸透していないという問題があり、自立生活移行のさまたげになっています。移行に先立ち宿泊等を体験することにより、具体的な生活のイメージを思い描き自立生活への不安を解消できるような支援体制が必要です。

なお、障がい者や高齢者の在宅におけるＱＯＬ（生活の質）の向上を図るため、バリアフリー生活館では、９００点を超える福祉用具と、バリアフリー住宅のモデルルームを展示するとともに、常駐の専門コーディネーターが福祉用具や住宅改造に関する相談に応じています。

今後の取り組み

1. 介護給付体制の確保

在宅で自立した生活を送ることができるように、家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療ケアが必要な人など、障がい者の多様な介護ニーズに対応していくため、生活介護や療養介護など介護給付体制の確保を図ります。

2．就労移行支援・訓練型施設の確保

これまでの通所更生施設や授産施設からの就労系事業への移行を促進し、就労の意欲や能力のある人に対する就労支援の場を確保していきます。

3．短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の充実

地域で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行います。

また、地域生活支援事業として、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援（日中一時支援）を行います。

4．訪問入浴サービスの提供

家庭での入浴が困難な重度の身体障がい者に対して、特殊浴槽による入浴サービスを提供します（地域生活支援事業）。

5．日常生活用具給付の充実

障がい者に介護訓練支援用具や自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うとともに、必要な人が適切に利用できるよう、使用方法、修理などの情報提供や相談の充実を図ります（地域生活支援事業）。

3. 入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進

現状と課題

障害者自立支援法の施行に伴い、障がい福祉サービスの提供にあたっての国・県の基本的方向性として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」するということが定められています。本市においても、平成19年3月に策定した「佐世保市障がい福祉計画」において、平成17年10月1日現在の施設入所者（489人）のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する者の数値目標を45人以上と定めるとともに、退院可能な精神障がい者数を279人と見込みました。

平成20年10月現在、本市から市内外の障がい者福祉施設に入所している人は469人で、平成17年時点に比べ、20人減少しています。今後も入所による支援が必要な方がいる一方、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも継続入所が必要でない人が一定程度存在することが考えられます。また、精神障がい者についても、引き続き長期入院から地域生活への移行を促進しなければなりません。

今後の取り組み

1. 精神障害者地域移行支援特別対策事業の整備

社会復帰可能精神障がい者が、精神保健福祉の専門家によるきめ細かな支援を受け、社会復帰訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう、精神科病院関係者及び精神保健福祉関係者による地域移行支援のネットワーク体制の整備充実を図ります（次ページの全体像参照）。

2. 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

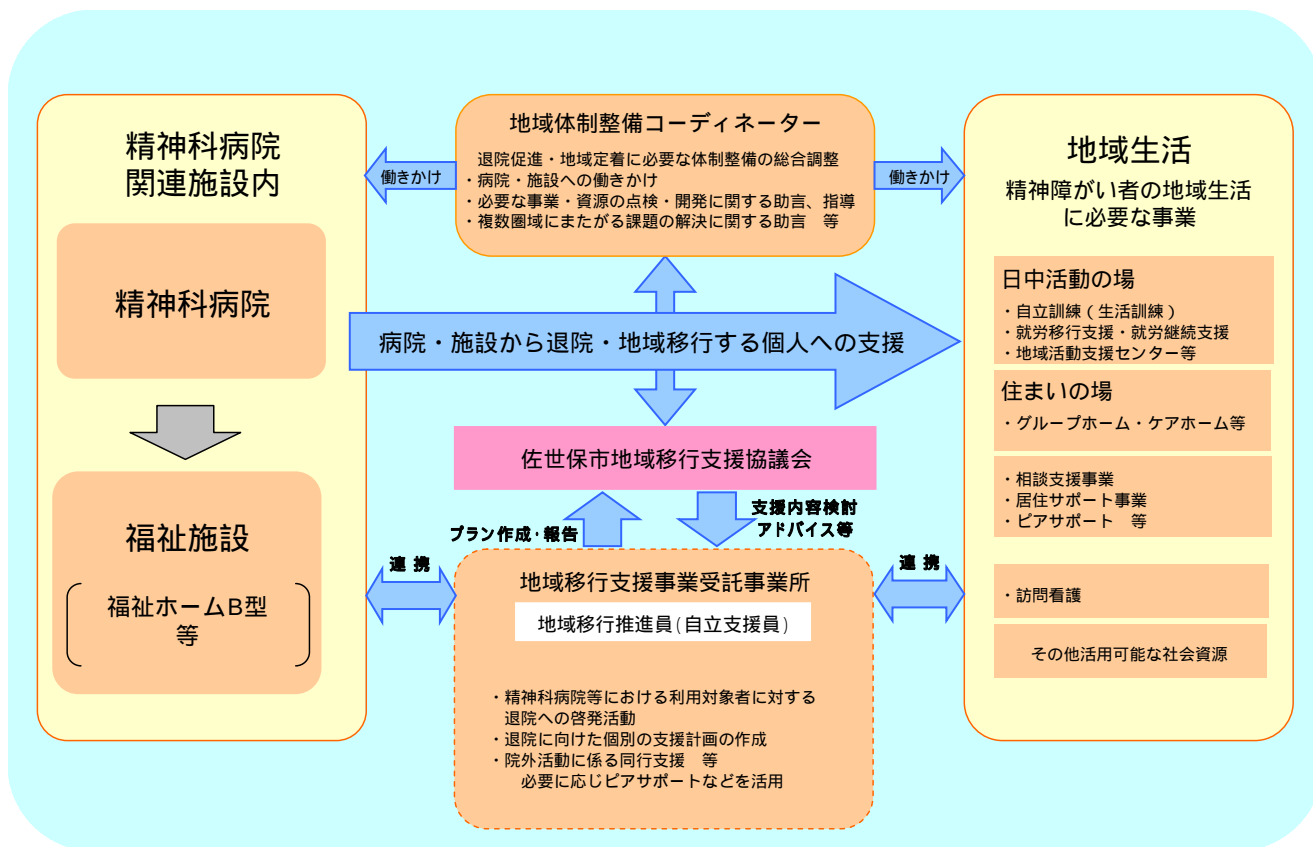
自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの整備・充実を図ります。

また、入所・入院からの地域生活への移行を促進するため、アパート等における地域生活体験の支援を検討していきます。

3. 地域における居住継続のためのフォロー

また、障がい者の地域生活移行においては、居住地域の住民の理解が必要であることから、地域社会全体として障がいに対する理解をより深めていくための啓発を行います。

●精神障害者地域移行支援特別対策事業の全体像



4．居住支援の充実

現状と課題

障がい者が地域で生活していくためには、地域での住まいの場の確保が重要です。また、入所者、入院患者のニーズに応じて、今後、地域生活への円滑な移行を進めていく上でも、グループホームやケアホームの役割は極めて重要です。

現在、市内のグループホーム及びケアホームは36か所あり、総定員数は193名です。今後も地域的なバランスや住宅の質の確保等にも配慮しながら、整備を進めていく必要があります。

また、市営住宅のうち、車いす専用住宅は現在18戸で、老朽住宅については、建て替えを中心に整備を進めていますが、その際、順次バリアフリー仕様を取り入れています。さらに、市営住宅の入居抽選では、障がいのある人に対しては当選確率を上げ、また障がいのある人が当選した場合は居室の選択順位に配慮を行っています。

一方、多くの障がい者が住んでいる民間住宅については、家賃や災害時の安全面、環境等の課題があり、特に、バリアフリーについては、改造の許可を含めて既存の住宅では対応できない場合がありますが、障がい者住宅改造助成事業における住宅改造費や、地域生活支援事業における住宅改修の助成により、引き続きバリアフリー化の促進を図る必要があります。

今後の取り組み

1．グループホーム・ケアホームの整備

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、グループホームやケアホームの整備促進を図ります。

2．居住サポート事業（地域生活支援事業）の推進

入所・入院から地域生活に移行する障がい者の相談支援を行い、一般住宅への入居支援を推進します。

5．地域で支え合うネットワークづくり

現状と課題

障がい者が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスの充実はもとより、障がい者やその家族を地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援するといった互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。特に、障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者の施設入所・入院から地域生活への移行が促進される中、本市においても、地域で支えるネットワークの整備は急務の課題です。

すでに地域には、地区福祉対策推進協議会や地域福祉推進会をはじめ、各種福祉団体や市民活動団体、ボランティア団体等、地域福祉の核となり得る組織があり、「佐世保市ボランティアセンター」ではボランティアの登録と斡旋も行っていますが、障がい者への支援については、まだまだ活発と言える状況ではありません。今後は、こうした組織や個人を中心に住民主体の活動を発展させ、単に、公的サービスに頼るのではなく、地域住民による見守り活動、ボランティアによる生活支援活動など、市民による支え合いを根幹に据えたシステムづくりを推進する必要があります。

こうした地域福祉社会を実現させるためには、地域福祉についての広報・啓発活動、各種の団体・組織をネットワーク化していくための支援などさまざまな面で行政が側面的に支援する必要があります。さまざまな福祉団体が活動できる拠点としての福祉センターの整備もその一つに挙げられます。しかし、主体はあくまで地域住民にあることから、行政と地域住民が“車の両輪”として相互に助け合って進んでいくことが、これからの地域福祉社会の実現のために求められています。

平成 20 年 11 月末現在、ボランティアセンターに登録しているボランティア団体は 40 グループあり、そのうち障がい者に関する団体は 10 グループです。このほかにも、個人ボランティアとして 157 名が登録しており、ケースに応じて活動しています。ここ数年、登録者数と活動件数は、ほぼ横ばいの状態であることから、ボランティア活動の目的や必要性についての理解促進と、より一層の「参加しやすい環境づくり」に向けての努力が必要と思われます。

精神障がい者に関しては、地域における理解者を増やすことがとても重要です。そのため、精神障がい者向けのボランティアは、精神障がい者の特性を理解し対処できる人で、地域とのパイプ役となれる人が求められます。平成 14 年から開催されている精神保健福祉ボランティア基礎講座については、去年は参加者が 6 名、平成 14 年からの延べ参加人数は 31 名で受講者が少ないのが現状です。

 今後の取り組み

1．地域に根ざした福祉活動の促進

地域で支え合うシステムづくりは、地域に根ざした活動を通じて実現していくものであることから、地域の実情に応じた、住民主体の取り組みを盛り上げていくことが必要です。そこで、各地区の民生委員児童委員、ボランティア、各種福祉団体や市民活動団体等、地域福祉の担い手となる方や団体のネットワーク化を促進し、それぞれが相互に情報を共有しながら、地区内の公民館や集会所などの身近な拠点を利用した、地域の住民が参加しやすい活動づくりを促進します。

2．ボランティア活動に関する情報提供と相談助言

「佐世保市ボランティアセンター」と連携して地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。また、地区福祉対策推進協議会や地域福祉推進会を中心に、障がい者の人たちの周りに暮らす地域住民が身近な相談相手となり、ボランティア活動に関する情報提供、相談助言を行えるよう支援していきます。

3．精神保健福祉ボランティアの養成

精神保健の分野におけるメンタルヘルスボランティアは、精神保健に関する正しい知識の普及啓発や精神障がい者の社会復帰援助活動の担い手として不可欠であり、関係機関との連携により、引き続き拡充を図っていきます。

4．理解者・協力者の人材育成

地域における理解者・協力者は、研修だけで育ってくるものではないため、生活支援・イベント・施設活動等で実際にボランティアとして参加していただき、体験の積み重ねから障がい者を理解できる機会の提供を通じて、理解者・協力者の育成に努めます。

6. 移動・外出の支援

現状と課題

障がい者の社会参加を保障することは、本人の自己実現にとどまらず、障がいのある人もない人も共に生きるまちの実現につながっていきます。また、障がい者にとって、移動手段を確保することは重要な意味をもっています。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。障がい者が安全かつ身体的負担の少ない方法で公共交通機関を利用できることや、障がい者に配慮された交通機関の導入は言うに及ばず、知的障がい者等に対する付き添いボランティア等の派遣など移動支援サービスの拡充を図る必要があります。

本市では、車いすを常用する人や重度の視覚障がい者の一部、知的障がい者に対し、福祉タクシー事業によりその活動範囲の拡大を支援しているほか、知的障がいのある人、身体・精神障がい者の一部に対して、福祉特別乗車証を交付しています。

また、サン・アビリティーズ佐世保での文化活動を支援するため、リフト付きバスによる送迎サービスを行っており、佐世保駅～ふれあいセンター～県北振興局天満庁舎～サン・アビリティーズ佐世保間の往復運行を週3回、1日2回のペースで行っています。

平成14年10月から「身体障害者補助犬法」が施行され、補助犬を同伴することで障がい者は安心して外出することが可能となりました。障がい者の自立した生活の実現やさらなる社会参加の促進が期待されることから、この法律に関する啓発・広報を十分に行い、地域の飲食店やスーパー等に対して理解と協力を求めていくことが重要です。

身体障害者補助犬法：

障がい者が補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を同伴して、国や地方公共団体等の施設及び公共交通機関等を利用する場合、施設などの管理者は特別な事情がない限り、その利用を拒んではならないことを定めており、平成15年10月からの改正施行で、デパート、スーパー、ホテル、飲食店など不特定多数の人が利用する施設でも同じように適用されることとなりました。

今後の取り組み

1．移動支援事業の充実

障がい者の社会参加を積極的に進めるため、外出時における「移動支援」を行います（地域生活支援事業）。なお、重度の障がい者で行動障がいがある人に対する支援としては「行動援護」（障がい福祉サービスの介護給付）を行います。

また、福祉タクシー事業や福祉特別乗車証による移動支援も継続し、障がい者の社会参加を応援します。

2．社会参加促進事業の実施

社会参加促進事業として、自動車運転免許の取得費や自動車の改造費の助成を行います（地域生活支援事業）。

3．身体障害者補助犬法に関する広報・啓発

障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、補助犬の果たす役割の重要性について市民の理解と認識が深められるよう、「身体障害者補助犬法」に関する広報・啓発活動を行います。

7. コミュニケーションの支援と情報提供

現状と課題

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。そして、これら情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに困難がある聴覚障がい者や視覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。

本市では、現在以下のとおりサービスの提供を行っています。

聴覚障がい者に関して

- ・ 障がい福祉課に手話通訳者 1 名、ろうあ者の相談員を 1 名配置
- ・ 医療機関受診や公的機関での手続き等のための手話通訳者派遣事業（登録手話通訳者 74 名）要約筆記者派遣事業（登録要約筆記者 10 名）
- ・ 手話通訳者、要約筆記者の養成のための講習会の開催

視覚障がい者に関して

- ・ 市役所庁舎内への音声誘導装置の設置
- ・ 広報させば朗読テープ版の発行
- ・ 公文書の一部（水道料金や各種市税に関する通知等）に点訳文書を添付
- ・ 点字・漢点字講習会の実施
- ・ 佐世保市ホームページに音声読み上げ機能、文字拡大機能を設定

コミュニケーションの方法に制約のある障がい者が地域で生活するためには、十分なコミュニケーション手段の確保と円滑な情報の入手への支援が求められますが、本市では、手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音声訳者等の支援者が不足しており、支援者の育成が必要です。

さらに、ITの急速な進展は、日常生活に飛躍的な利便性をもたらし、行動の制約をともなう障がい者にとって、ホームページや電子メールは、非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっています。その一方で、デジタル・デバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）という問題を発生させてしまったことから、障がいによるデジタル・デバイドが生じないように配慮し、情報のユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は、ハード（施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっている。

 今後の取り組み

1．多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、サービスガイド、各種情報誌、広報させば朗読テープ版や点訳文書の配布を行うほか、市ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。

2．コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚に障がいがあり、意思疎通に支障がある障がい者に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに（地域生活支援事業）これらコミュニケーション支援の担い手となる手話通訳者、要約筆記者の育成に努めます。

また、視覚障がい者や知的障がい者に対するガイドヘルパーの派遣等、障がい特性に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、その重要な担い手の量的、質的拡大に努めます

3．市ホームページのユニバーサルデザイン化の推進

障がい者を含めた全ての市民が利用しやすいホームページとなるよう、平成20年6月に、ホームページ上にある文章の音声読み上げや文字拡大・縮小、背景色や文字色の変更ができるソフトのダウンロードサービスを導入しました。今後はこのサービスの紹介や利用促進に努めるなど、市ホームページのユニバーサルデザイン化を推進します。

4．IT講習会の開催

障がい者の情報の入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、障がい者を対象としたパソコン操作や電子メールの送受信等のIT講習会の実施を推進します。

5 . I Tの利用を支援する技術者の養成・確保

地域のI T講習会に参加することができない重度障がい者の情報入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、パソコン操作等のサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣の仕組みを検討します。

8 . 経済的自立の支援

現状と課題

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金や特別障害者手当等の経済支援は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

また、このほかにも障がい者の経済的自立を支援するため、医療費の給付や助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、ＪＲ、航空運賃及び有料道路の割引等が行われており、今後もその周知に努めていく必要があります。

今後の取り組み

1 . 年金・手当制度の周知及び充実

障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底に努めます。

2 . 税の減免、各種割引制度の周知及び充実

障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やＪＲ運賃、ＮＨＫ放送受信料等の割引制度について周知を図ります。

9. スポーツ・文化活動の振興

現状と課題

障がい者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

本市では、障がい者文化体育施設「サン・アビリティーズ佐世保」において障がい者を対象に、各種文化教養講座（ふれあい教室）を開催しています。

また、障がい者スポーツは、以前のリハビリの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、更にはパラリンピックに象徴される、競技としての取り組みへと大きく飛躍してきています。

しかし、障がい者の場合、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難であり、さらに個別の力でそれらを確保することは限界があります。

障がい者が積極的に社会参加をするためには、気軽にスポーツに取り組める支援体制が必要です。現在は各スポーツ団体がボランティア等の協力を得ながら、その実態に応じて主体性、独自性を保ちつつ、スポーツ活動に取り組まれている状況です。

その主体性を保ちつつ、障がい者がどのような文化・スポーツ活動をし、どのような支援を必要としているか把握し、現在の支援体制の見直しを含め、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

今後は、各種活動の広報に加え、各種文化・スポーツ活動に参加できるようなハード・ソフト面での配慮が必要であり、障がいがある人もない人もだれもが参加できるような環境を整えることで、両者の交流も深まると考えられます。

今後の取り組み

1．文化活動の支援

発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。

また、文化活動を行う場として、地域活動支援センターの支援を行います。

2．障がい者スポーツの振興

県障がい者スポーツ大会への参加や、各種団体への補助を通じて、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、生活の中で楽しむことのできるスポーツと競技性の高いスポーツの両面から振興を図っていきます。

3．障がい者スポーツ指導員等の養成・確保

障がい者スポーツの指導に携わる人材を確保するため、長崎県障害者スポーツ協会との連携を図りながら、多様な障がい特性に対応できる障がい者スポーツ指導員やレクリエーション指導のできる人材の養成を進めます。

3

生活環境

障がい者や高齢者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることとなります。現在は、そういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が推進されています。これまでのまちづくりは、効率性や合理性を求めるあまり、ともすれば障がい者や高齢者等への配慮を忘れがちであり、すべての人が暮らしやすいまちとは言い難いものがありました。しかし、21世紀の高齢社会におけるこれからのまちづくりは、共に生きるというノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するだけにとどまってははいけません。ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、障がい者や高齢者等に配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していかなければなりません。

もちろん、このような福祉のまちづくりへの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが障がい者や高齢者だけでなくすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということに対する市民の認識を深めていく必要があります。

1．バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

● 現状と課題

本市では、「長崎県福祉のまちづくり条例」（平成10年4月1日施行）に基づき、公共施設の新築等の際には、バリアフリー化を図るとともに、既存の公共施設についても、バリアフリーチェックを行い、改善が必要な箇所について順次改修を行っています。

また、本市では交通バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基本計画を策定（平成14年6月）し、この基本構想に示された考え方や整備手法を基にバリアフリー化を進めてきました。

さらに、平成18年12月20日施行のバリアフリー新法では、それまでのハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充したハード面のみならず、ソフト面も含めた施策の充実と「心のバリアフリー」によるユニバーサル社会の実現が求められており、今後、この法律に基づいて、より一体的・総合的なバリアフリーの推進が図られるよう努力していきます。

そのような中、公共交通機関の整備についても、佐世保市交通局では、バリアフリー関連による国・県・市の補助金を活用して、新車購入時には低床型バス（ノンステップバス）の購入を実行しており、車いす対応の低床型バスは、現在14台配備しています。今後も予算の範囲内で年間1～2台の購入を予定しています。

なお、既存の施設の改修については、予算や時間的な制約があり、ハード面を補うソフト面との連携が必要となります。市民や事業者など多くの人に身近で協力できることを考えてもらうなど、物・心の両面から働きかけていく必要があります。

バリアフリー新法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年12月20日施行）
 交通バリアフリー法：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法施行に伴い、新法に統合）
 ハートビル法：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（バリアフリー新法施行に伴い、新法に統合）

● 今後の取り組み

1．公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進

バリアフリー新法や長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するように、公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、市内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。

2．公共交通機関の利便性の確保

バリアフリー新法に則って障がい者の移動の円滑化を促進するため、今後も、障がい者に対応した低床バスの導入に努めるとともに、駅舎等の旅客施設のバリアフリー化について、鉄道事業者や交通事業者などの関係機関と協議し、バリアフリー化事業の実施に努めます。

3．ユニバーサルデザインによるまちづくりのための啓発活動の充実

ユニバーサルデザインによるまちづくりが、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦をはじめ全ての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることについて啓発に努め、行政、市民及び事業者が一体となって、まちづくりに取り組んでいきます。

2. 障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進

現状と課題

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても特別な配慮がなされなければなりません。また、関係機関や地域との密接な連携をとりながら、災害や犯罪の被害に遭いやすい障がい者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策が必要となります。

本市では、「佐世保地域防災計画」において、障がい者をはじめとする災害時要援護者に対する予防や緊急時の対応に関する計画を策定しており、迅速な情報伝達体制確保のため、旧佐世保市域への同報系防災行政無線システム構築に向けた協議を行うとともに、要援護者の支援対策についても検討を行っています。また、緊急通報の受付手段として、すでに「メール 119 受付システム」を導入し、併せて「ファックス 119 受付システム」も運用しています。

今後も、引き続き、災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、災害時要援護者の把握と個別の避難支援計画の策定を進める必要があります。

また、障がい者や高齢者が詐欺などの犯罪被害にあうことを防止するため、地域住民による見守り、声かけを行うなど、地域ぐるみで防犯対策を推進する必要があります。

今後の取り組み

1. 災害の知識及び対処法についての啓発・広報

「広報させば」や「自主防災だより」等の広報紙を通じて、災害時要援護者に配慮した避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法についての啓発・広報を行います。

2. 緊急通報体制の整備充実

障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。

3．災害時要援護者の情報把握と支援対策

障がい者や高齢者等の災害時要援護者の居住地、家族構成、緊急時の連絡先等、安否の確認に必要な情報の把握に努め、民生委員との連携など支援対策の検討を進めます。

4．地域防災における連携

自治会等の自主防災組織の育成を図るとともに、防災ホームページや地域イントラネットを有効に活用し、市民との防災情報を共有化することで自助共助の精神を養い、自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。

5．災害時要援護者参加の防災訓練の実施

地域における災害時要援護者の避難支援を想定し、災害時要援護者参加の下に行う防災訓練の実施を啓発、促進します。

6．防犯対策の充実

障がい者の犯罪被害防止のために、犯罪情報や安全対策などの情報を的確に伝えることで、防犯意識の高揚を図るとともに、高齢者や障がい者を地域全体で見守っていくために、地域での自主防犯活動を推進し、安全なまちづくりに努めます。

また、障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、「広報させば」やパンフレット等により、悪質商法等についての情報提供に努めます。

4

教育・育成

ノーマライゼーションの理念からは、障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。そして、障がい児の教育・育成においては、その子どもが将来、社会人として自立し、かつ社会の中で生き生きと希望に満ちた生活を送れるよう、もっている能力を最大限に伸ばし、将来社会的に自立するための基礎、基本を身につけることが目標となります。

そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な教育（療育）及び支援を行うこと、また一人ひとりの障がいの種別・程度、能力・適性等を考慮し、基本的には障がいのない子どもと共に学び合える教育を行うことがなによりも重要です。障がいがあるために、他のさまざまな能力を発達させる機会が妨げられるようなことがないような教育指導体制が確立されなければなりません。

1．療育、教育相談、就学指導体制の充実

現状と課題

障がい児の親は、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。子どもの成長の様子がどこか他の子と違うのではないかと思い始めたときからの不安、医師に障がいがあると知らされたときのショック、障がいを受け入れられない日々の葛藤、周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況を打破するためにも困っていることに応えられる支援が必要です。

本市では、乳幼児健診は、障がいの早期発見の機会であるとともに、親の不安解消の機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、気になることがあれば早めに気軽に相談してもらえよう、周知、啓発を図る必要があります。また、「子ども発達センター」に、療育部門、親子交流部門を設け、障がい児の早期療育の拠点として、こうした親の相談にも応え、不安や悩みの解消に努めています。

また、学齢期については、その子にとって最良の教育的処遇が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。障がい児の教育的処遇に関しては、法令に基づいて実施される就学時健康診断の結果をもとに、各専門家により組織された就学指導委員会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も好ましい教育環境を提供する努

力が払われています。また、「子ども発達センター」や「知的障害児通園施設市立すぎのこ園」等において就学に関する説明会を開催するとともに、必要に応じて県の教育委員会が主催する巡回就学相談への参加を勧めています。今後も障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導が行えるよう努める必要があります。

今後の取り組み

1．療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実

障がい児の保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。

2．教育相談・就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。

2. 障がいの特性に応じた療育・保育・教育の推進

現状と課題

本市では、子ども発達センターを早期療育の拠点として位置づけ、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）や医療機関等、関係機関との連携のもと、その子の障がい特性と障がいの程度に応じた療育を行っています。市内の障がい児対応の通園・通所施設は、「知的障害児通園施設市立すぎのこ園」と「子ども発達センター」の2か所です。

市内の保育所・幼稚園では障がいのある子どもの受け入れも行われています。

発達に課題のある子どもにとって、子ども集団の中での様々な体験は、その発達を促すことに有効であるといわれており、本市では、障がいのある子どもが保育所に入所する場合に保育所に対し、人件費や施設整備にかかる補助を行っております。また、公立保育所の子育て支援事業では、子ども発達センターと連携し、「すくすく広場」として在宅の発達に課題のある子どもの小集団保育を行い、心身の発達を促しています。

さらに、子ども発達センターでは、障がい児等療育等支援事業を実施し、学校・保育所・幼稚園に医師、セラピストが出向き、各施設で子どもの状況を見ながら関係者への指導を実施しています。

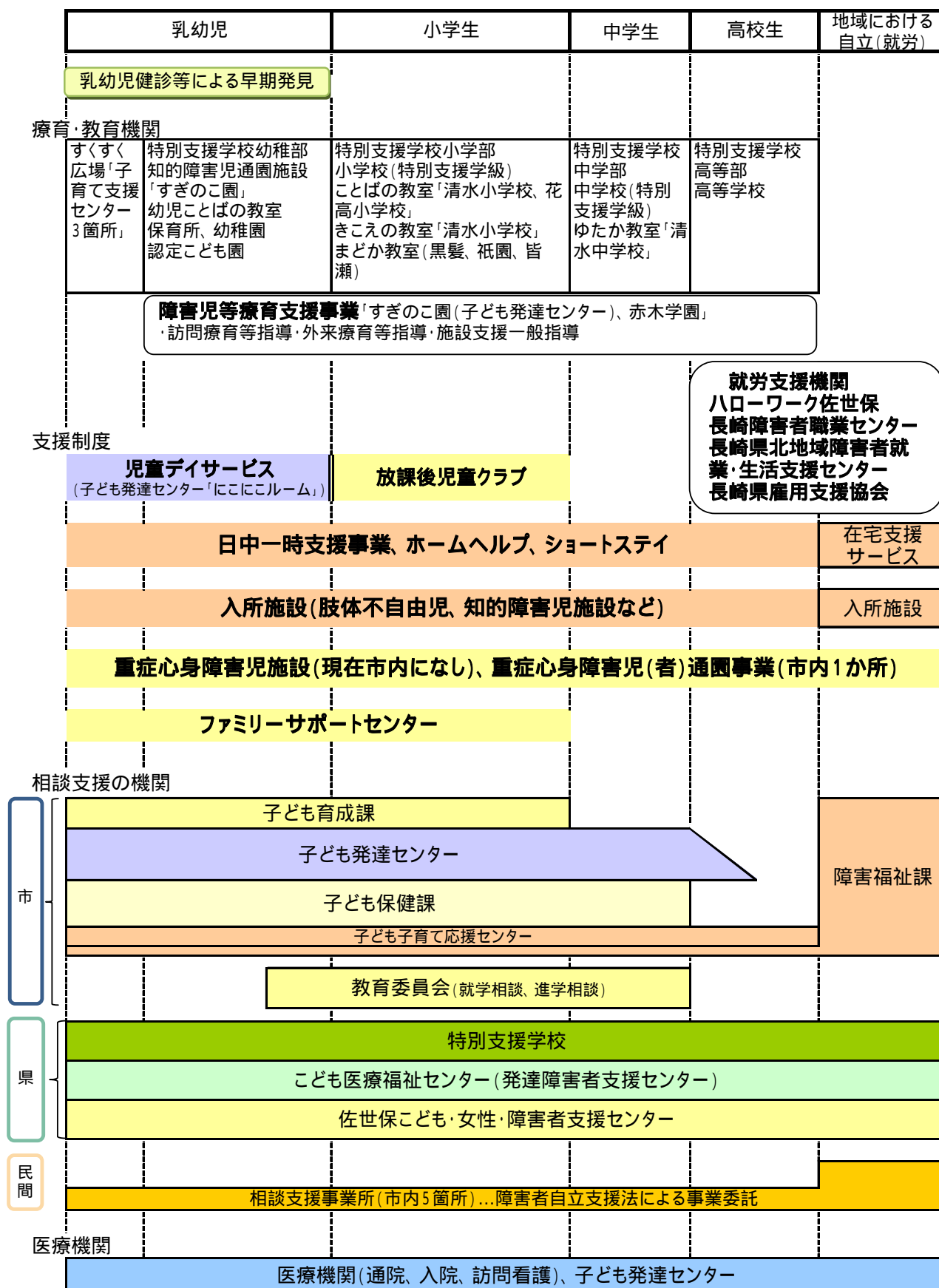
一方、教育の場においては、ノーマライゼーションの観点から言えば、障がいのあるなしに関わらず、等しく教育を受けられるように考えることが大切であり、学校施設の整備の問題や障がい児に対する正しい認識など、障がい児が他の子どもたちと同様に学校生活を送ることができる体制をつくっていく必要があります。

市内小・中学校においては、支援が必要な児童生徒のニーズに応じて、特別支援教育補助指導員の配置を進めています。また、障がい児童生徒の理解と指導の向上を目指し、特別支援教育コーディネーターの研修や一般教職員の研修の充実を図っています。

なお、障がい児の支援体制をまとめると、次ページの図のとおりで、さまざまな機関が重複的に関わっていることがわかります。今後は、これら関係機関のネットワーク化を推進し、障がい児のライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。

障がい児の支援体制図

対象児童：肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児 など



今後の取り組み

1．子ども発達センターを核としたネットワーク機能の充実

子ども発達センターを核として、学校・保育所・幼稚園と療育専門家との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。

2．療育体制の充実

障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な措置を受けられるよう、医療、教育、行政等の障がい児に関わる各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制のより一層の充実を図ります。

3．障がい児保育の充実

障がい児が生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

また、学童保育についても、できる限り地域の児童クラブで障がい児の受け入れができるよう、体制の整備に努めます。

4．重症心身障害児(者)通園事業等の充実

重症心身障害児(者)通園事業を行う事業所は、現在1か所で利用待機者がいるため、待機者を解消できるよう、体制の整備充実に努めます。あわせて、県北地区には重症心身障がい児の短期入所（ショートステイ）の受け入れ体制が整備されていないため、その整備に努めます。

5．個々の特性に応じた教育支援の実践

障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を検討します。

また、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を深め、質の高い教育を目指します。

さらに、進学、進級時においても支援の継続性を維持できるよう、各保育・教育機関との連携・協力を図り、一貫した支援体制を実現します。

6．進路指導の充実

卒業後の生活の自立を促すために、作業学習や企業実地研修を行うとともに、十分な活動が行えるよう事業所の確保と体験活動実施期間の充実に努めます。また、企業経営者、施設関係者等の外部講師を確保し講演会の実施を検討していきます。

7．学校施設のバリアフリー化

障がい児の就学機会を拡充し、児童、生徒が安心して楽しく学校生活がおくれるよう、学校の建物や設備を、障がい児に配慮したものとなるよう改善していきます。

5

雇用・就業

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

1. 障がい者のための総合的な就労支援

現状と課題

平成18年4月、障がい者の就労促進を目指す障害者自立支援法の施行とともに、障害者雇用促進法が改正され、精神障がい者に対する雇用対策の強化、在宅就業障がい者に対する支援など、障がい者の就労支援が拡充されました。また、特例子会社による障がい者雇用やグループ就労、雇用形態の多様化等により、障がい者就労を促進しやすい環境がつくられつつあります。さらに国・県の委託を受け平成18年4月、県北地域に「障害者就業・生活支援センター」が1か所設置され、就労支援の充実が図られているところです。

しかし、全国的に見られる「福祉施設を出て就職した人の割合が極めて少ない」、「特別支援学校卒業者の多くが福祉施設を利用しており、就職する人が少ない」などの状況は、本市においても同様です。市内には精神障がい者が協力事業所で働きながら社会適応訓練を受ける社会適応訓練事業所が12か所あり、現在2人が訓練中です。訓練後3人が就労に結びついています（平成19年度実績）が、各種制度により職能訓練を受けても、実際の就労につながるケースは少ない状況にあります。障害者自立支援法により創設された「就労移行支援事業」（現在市内に2か所）や「就労継続支援事業」を活用し、働く意欲や能力のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう、社会の転換を促進する必要があります。そして、そのためには、就労支援関係機関との連携による新たな就労支援の仕組みづくりを行わなければなりません。

また、障がい者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。「長崎障害者職業センター」で行われているジョブコーチ（職場適応援

助者)による援助付き個別就労の制度は、職場定着率を高める効果があるとされていることから、この制度の積極的な活用を促進して障がい者の職場定着を図ることも重要です。

なお、市内には、福祉的就労の場として、身体障がい者授産施設が1か所、知的障がい者授産施設が4か所、就労継続支援A型事業所が1か所、就労継続支援B型事業所が4か所あります。

企業就労に比べると福祉的就労による収入は低く、課題となっていますが、長崎県工賃倍増計画を基に今後も授産活動の活性化を図る必要があります。

● 今後の取り組み

1．就労移行支援や就労継続支援の提供基盤の整備

従来の「授産施設」等から「就労移行支援事業」への移行と拡充を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、福祉的就労の場を提供するために就労継続支援事業への移行と拡充を図ります。

2．就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実

一般就労の促進と就職後の定着の支援を図るために、就労移行支援事業者、就労継続支援事業者、ハローワーク、商工会議所、相談支援事業者等で構成する「就労支援ネットワーク」を構築します。

具体的な就職に向けた準備支援として、障がい者の個別支援計画を作成し、ケース会議で必要に応じて計画の見直しを行いながら、求職活動支援、さらには職場適応支援につなげていきます。

3．就労定着支援の充実

就労移行支援事業や社会適応訓練事業で就職後の職場定着支援を行うほか、就労支援ネットワークでも支援の方法を検討していきます。

また、ジョブコーチ制度の普及啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

2. 障がい者雇用に対する理解の促進

現状と課題

長崎県内の民間企業における障がい者の雇用率は、平成20年6月1日現在2.01%と、全国的にも高い水準です。しかし、市内企業における障がい者雇用率は1.66%と低調です。法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、法定雇用率達成を図る必要があります。

また、働く環境整備の希望を尋ねたアンケート調査の結果を見ると、障がい者の就労を促進するためには、それぞれが自己の障がいに合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件（勤務時間・日数など）の多様化を図るとともに、周囲の人が障がい者を理解する必要があることがわかります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力に負うところが大きく、厳しい経済情勢の中での困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障がい者が当たり前になれる社会をつくるためには、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

今後の取り組み

1. 事業主等への啓発・広報

ハローワーク等、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めるとともに、短時間就労やトライアル雇用など、障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、事業主等の理解を求めています。

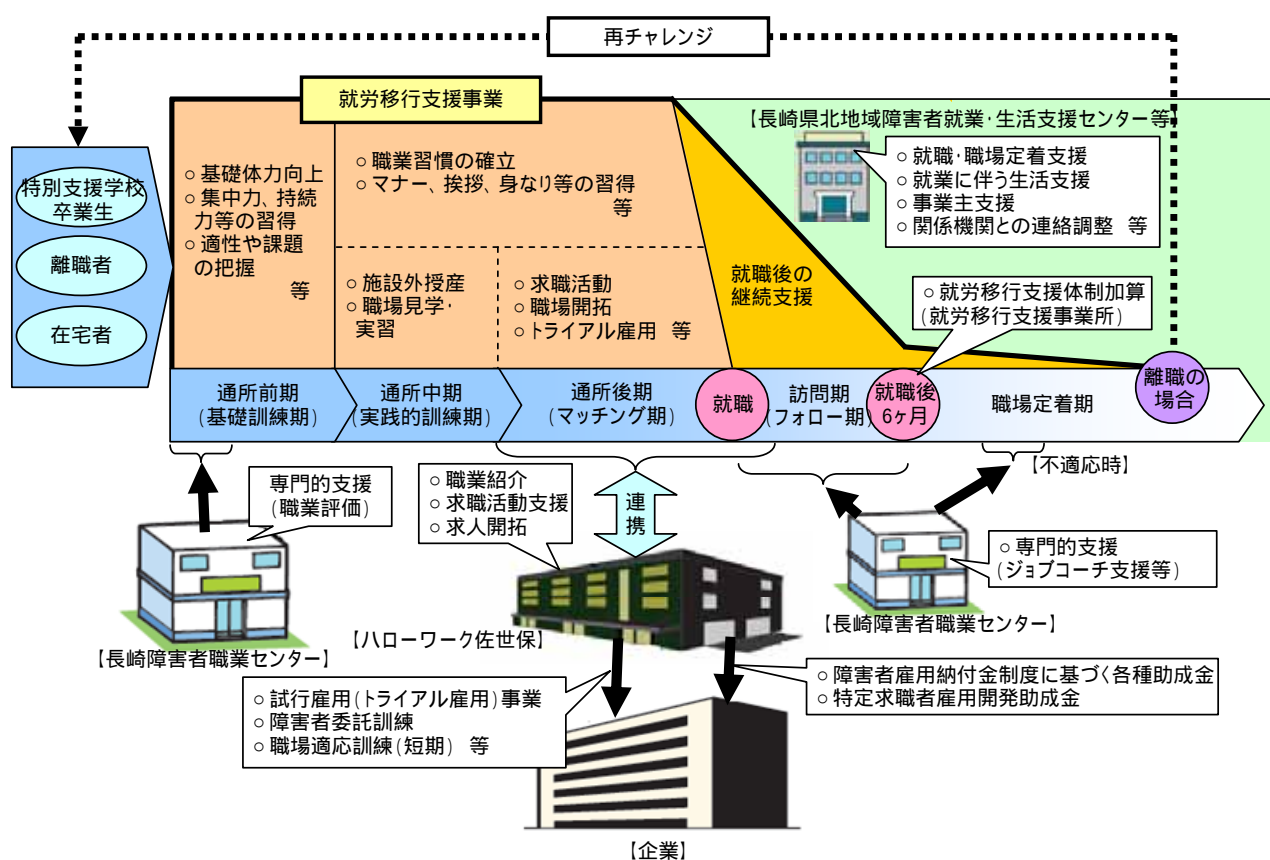
また、精神障がい者の雇用促進のために、民間企業に対して精神障がいの正しい理解を促すよう、啓発・広報に努めます。

さらに、就労先で障がい者が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、職場の上司、同僚に対する障がい者理解の啓発に努めます。

2. 障がい者と家族の就労に対する意識の向上

障がい者の就労を促進するためには、障がい者自身の就労意識もさることながら、家族の理解と後押しが極めて重要です。働く能力のある障がい者の就職による自立を促進するため、障がい者の働く権利、社会への貢献、経済的自立などの視点から、障がい者とその家族を対象に、障がい者の就労に対する意識の向上を図ります。

●就労移行支援事業と労働施策の連携



6

保健・医療

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障がい者には、定期的な医療を必要とする人がいるばかりか、その障がい故に健康の面での問題を抱えている人も多い状況です。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。

さらに、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

1．障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療

現状と課題

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも「脳血管障がい」、「心臓疾患」を原因とするものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。そのため、生活習慣病の予防対策として進めている特定健診や特定保健指導は、障がいの予防にもつながります。

また、先天的な障がいについては、これを早期に発見し、適切な治療、療育につなげることで障がいの軽減や生活能力の向上を図ることができます。その意味で、乳幼児健康診査、乳幼児発達相談といった母子保健事業も大切です。

本市では、4か月、1歳6か月、3歳児に乳幼児健康診査を行っており、その受診率は90%を超えています。あわせて医療機関においても、妊婦・新生児・乳幼児の健診を行い、子育て環境の見守りを含めて疾病の早期発見に努めています。また、保健師等の訪問指導により育児面も含めた継続的な支援を行っています。

さらに、幼児期を中心とした療育を担う子ども発達センターでは、新たに小児精神科医と臨床心理士により、心理・行動面に心配のある子どもたちの相談も受けており、今後も引き続き、障がいの早期発見、早期対応に努める必要があります。

一方、精神科疾患に対する正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。本市でも、精神障がいの発生予防・早期発見のため、保健師による健康教育や相談・訪問指導、また専門医によ

る精神保健相談も行っていますが、精神障がいに対する理解はまだまだ十分とはいえず、根強い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

● 今後の取り組み

1．妊産婦に対する保健事業の充実

母性尊重の理念に立ちながら、妊婦健康診査や妊婦に対する相談、訪問指導等の充実に努めます。

2．乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の促進

医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査、乳児健康診査、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談等により疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育に努めます。

3．生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進

特定健康診査と特定保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、健康づくり計画「けんこうシップさせば21」に基づき、若いうちからの予防重視の健康づくり運動を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

4．精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。

また、保健師による相談や医師による精神保健相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

2. 障がい者のための保健・医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

障がい者は、健康づくりや疾病予防のための情報を得る機会が少なく、設備や人的サービス面で健診を受けにくい状況にあります。特に、知的・精神障がい者の中には、病気の特性から病識が持てず、定期的な医療を受けることが難しい状況にある人が少なくありません。本市では、保健師が家庭訪問や窓口等において、療養上の心配事や生活の中での悩みを聞き、医療機関をはじめとする関係機関と連携をしながら、保健指導を行っています。また、社会復帰につながるよう作業療法士によるデイケアも行っています。併せて、障がい者の家族の相談を受けたり、家族教室を行ったりして家族が力を出せるよう支援しています。

また、平成18年度に実施した「在宅障がい者に対する歯科保健に関するアンケート調査」によると、障がい者は、歯科治療に際してリスクを抱えていることも多く、時には全身管理を必要とする歯科治療が必要なこともあります。大掛かりな歯科治療が必要とならないよう、かかりつけの歯科医師について、日頃からお口の定期的管理に努める必要があります。

本市では、佐世保市歯科医師会をはじめとした各団体とともに、「歯科保健推進協議会」や「障がい者歯科保健検討会」において、障がい者の歯科保健の現状と課題を定期的に検討するとともに、「障がい者歯科保健研修会」を開催して、障がい者とその家族・関係者に対し歯科保健に関する情報提供を行っています。また、障がい者の施設に訪問し、歯科保健教育や個別の口腔状態に対応した歯科相談も実施しています。さらに、子ども発達センターにおいても、歯科受診の難しい子どもたちを対象にした歯科相談「歯みんぐ・ルーム」を実施しています。また、噛む、飲み込むといったことが苦手な子どもたちを対象に、療育部門で摂食・嚥下相談を実施し、診療を行っています。

一方、障がい者特に難病の人にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、障がい者（難病を含む）の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

特に、障がいの早期発見、障がいの重複化及び高齢化・医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。また、急性期、回復期までのリハビリテーションを終えた後、日常生活を維持するためのリハビリテーションが、制度として十分でない状況

があります。以上のことから、これらに対応できる地域に密着したリハビリテーション体制の整備・充実が求められています。

今後の取り組み

1．障がい者の保健に関する情報提供と健康診査の受診勧奨

障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がい者にも受診しやすい健診体制の整備に努め、障がい者の受診を勧めます。

2．障がい者の歯科保健事業の推進

佐世保市歯科医師会との連携の下、引き続き障がい者の歯科保健事業の充実に取り組むとともに、「予防」に重きを置いた「かかりつけ歯科医師との関わり方」について周知していきます。

3．医療・リハビリテーション体制の整備

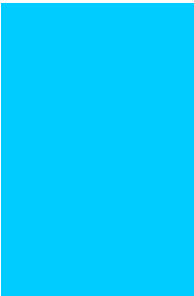
難病も含めた障がいの症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や市内の医療機関、周辺の市町及び県との連携により、広域的な医療・リハビリテーション体制の整備に努めます。

4．精神障がい者の保健事業の推進

精神障がい者が安定した生活を送れるよう、保健師による自宅への訪問指導・作業療法士によるデイケア・家族への支援などの充実を図ります。

5．難病患者のサポート体制の充実

難病患者が安心した療養生活を送れるように、保健師が自宅への家庭訪問を行い、訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパーといった保健・医療・福祉の関係者に対して研修を実施し、サポート体制の充実を図ります。



第4章 障がい福祉サービス等 の事業量の見込み



1

平成23年度の目標値

平成19年3月に策定した「佐世保市障がい福祉計画」では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成23年度までの数値目標を設定しました。数値目標の設定に関する基本的な考え方は、この第2期計画においても変更しないとされていることから、本計画においても基本的には第1期計画で設定した数値目標を踏襲することとします。

3つの数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

福祉施設入所者の地域生活への移行

第1期計画では、平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、平成23年度末までに地域生活に移行する者の数値目標を45人としていましたが、移行が進んだために、第2期計画では、目標を103人とします。また、施設入所者数については、平成23年度末時点で、現在の入所者数から32人以上減少させることを目標とします。

平成20年10月1日現在までの地域生活移行者数は54人で、平成23年度末までの目標値に対する達成率は52.4%となっています。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
基礎数値	平成17年10月1日現在の施設入所者数	489人 (452人 ⁴)
現 状	平成20年10月1日現在の施設入所者数	469人
目標値	平成23年度末までの地域生活移行者数 ¹	103人
	平成23年度末までの削減数 ²	32人
	平成23年度末の入所型施設入所者数 ³	462人

- 1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。
- 2 平成23年度末までの削減数は、平成23年度末までの地域生活移行者数から新規利用による入所型施設入所者数を差し引いた数となります。
- 3 平成23年度末の入所型施設入所者数は、現在の施設入所者数から同年度末までの削減数を差し引いた数に退院可能な精神障がい者の訓練系入所者を加算しています。
- 4 基礎数値における施設入所者数は、第1期計画では宇久、小佐々の障がい者を算入していませんでしたので、下段に（ ）書きで第1期計画の数値を掲載しています。

●入院中の精神障がい者の地域生活への移行

退院可能精神障がい者が地域生活へ移行することを目指し、平成18年度に障がい福祉計画を策定した時には、退院支援のための自立訓練事業等の必要量を見込む前提として、平成23年度末までの退院可能精神障がい者の減少目標数を234人以上と設定しました。

しかし、精神障がい特有の病状の不安定さなどもあり、現在の退院可能精神障がい者数は特定できない状況なので、佐世保市で実施している精神障害者地域移行支援特別対策事業の対象者を目標とします。

数値目標2：入院中の精神障がい者の地域生活への移行		
目標値	平成23年度末までの地域移行支援特別対策事業の目標人数	36人

●福祉施設から一般就労への移行

平成23年度における障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を18人以上と設定しました。

平成20年10月1日現在までの一般就労移行者数は6人で、平成23年度の目標水準とはまだ開きがありますが、目標達成に向け、引き続き障がい者の就労移行支援に努めます。

数値目標3：福祉施設から一般就労への移行		
基礎数値	平成17年度の年間一般就労移行者数	0人
現 状	平成20年度までの一般就労移行者数	6人
目標値	平成23年度の年間一般就労移行者数	18人

2

事業量見込み

数値目標達成のために必要な障がい福祉サービス等の事業量見込みとその考え方は以下のとおりです。

障がい福祉サービス等の事業量見込み

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護の実績と伸び率を基に、以下のとおり事業量を見込みました。

訪問系サービスの事業量見込み（月間）

サービス名	数 量	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	利用者実人員数 サービス見込み量	200 人 5,354 時間分	220 人 8,422 時間分	225 人 10,164 時間分	231 人 11,906 時間分
重度訪問介護					
行動援護					
重度障害者等包括支援					

「時間分」…月間のサービス提供時間

平成20年度数値は、障害者自立支援給付事業報告平成20年10月分(以下同じ)

(2) 日中活動系サービス

県内の事業所については、移行予定調査（平成20年5月県実施）で把握された移行時期を基に事業量見込みを算出しました。

具体的には、各事業所のサービス別移行者数から移行割合を算出し、本市の利用者数（平成20年10月時点）をその移行割合に応じて配分した人数に、新規利用者の見込みを合わせて算出しています。

なお、県外事業所はそれぞれ個別に移行予定を確認（平成20年10月時点）し、その結果を反映しています。

また、児童デイサービスと短期入所については、平成19年度の実績が今後も継続するものと見込んでいます。

結果は次ページのとおりでです。

第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み

日中活動系サービスの事業量見込み（月間）

サービス名	数 量	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	利用者実人員数	103 人	213 人	314 人	681 人
	サービス見込み量	1,529 人日分	3,169 人日分	4,674 人日分	10,143 人日分
	事業所数(箇所)	18 (11)	26 (17)	35 (22)	66 (46)
自立訓練 (機能訓練)	利用者実人員数	2 人	2 人	2 人	17 人
	サービス見込み量	41 人日分	41 人日分	41 人日分	371 人日分
	事業所数(箇所)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (1)
自立訓練 (生活訓練)	利用者実人員数	93 人	67 人	77 人	118 人
	サービス見込み量	1,307 人日分	926 人日分	1,073 人日分	1,675 人日分
	事業所数(箇所)	8 (3)	11 (6)	12 (6)	20 (10)
就労移行支援	利用者実人員数	21 人	27 人	27 人	47 人
	サービス見込み量	372 人日分	484 人日分	484 人日分	856 人日分
	事業所数(箇所)	6 (4)	11 (9)	11 (9)	17 (12)
就労継続支援 (A型)	利用者実人員数	18 人	19 人	20 人	32 人
	サービス見込み量	382 人日分	404 人日分	426 人日分	683 人日分
	事業所数(箇所)	5 (3)	5 (3)	5 (3)	7 (4)
就労継続支援 (B型)	利用者実人員数	61 人	106 人	170 人	256 人
	サービス見込み量	1,037 人日分	1,807 人日分	2,902 人日分	4,373 人日分
	事業所数(箇所)	11 (7)	22 (16)	26 (18)	42 (29)
児童 デイサービス	利用者実人員数	19 人	33 人	33 人	33 人
	サービス見込み量	44 人日分	81 人日分	81 人日分	81 人日分
	事業所数(箇所)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
短期入所	利用者実人員数	28 人	26 人	26 人	26 人
	サービス見込み量	254 人日分	192 人日分	192 人日分	192 人日分
	事業所数(箇所)	11 (6)	11 (6)	11 (6)	11 (6)

「人日分」…「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量(以下同じ)

事業所数は累計。事業所数の()内の数値は、市外の事業所数で内数(以下同じ)

(3) 居住系サービス

日中活動系サービスと同様、移行予定調査（平成20年5月県実施）で把握された移行時期を基に事業量見込みを、以下のとおり算出しました。

居住系サービスの事業量見込み（月間）

サービス名	数 量	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助	利用者実人員数	197 人	210 人	231 人	279 人
	サービス見込み量	5,192 人日分	5,570 人日分	6,179 人日分	7,105 人日分
共同生活介護	事業所数(箇所)	44 (30)	49 (34)	54 (35)	67 (41)

(4) 入所系サービス

施設入所支援については、県内の事業所については移行予定調査（平成20年5月県実施）で把握された移行時期を基に算出しました。なお、県外事業所はそれぞれ個別に移行予定を確認（平成20年10月時点）し、その結果を反映しています。また、療養介護については、平成20年10月の利用者数をベースに、毎年度新規利用者を1人ずつ見込んでいます。結果は、以下のとおりです。

入所系サービスの事業量見込み（月間）

サービス名	数 量	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	利用者実人員数	10 人	67 人	133 人	462 人
	サービス見込み量	272 人日分	2,010 人日分	4,024 人日分	14,058 人日分
	事業所数(箇所)	5 (5)	13 (13)	21 (19)	52 (46)
療養介護	利用者実人員数	16 人	17 人	18 人	19 人
	サービス見込み量	472 人日分	503 人日分	534 人日分	565 人日分
	事業所数(箇所)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)

(5) その他のサービス

相談支援利用者として、サービス利用計画作成費の支給対象者数を、以下のとおり見込みました。

その他のサービスの事業量見込み（月間）

サービス名	数 量	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援	利用者実人員数	0 人	22 人	48 人	58 人
	サービス見込み量	0 人分	22 人分	48 人分	58 人分
	県指定事業所数(箇所)	8 (0)	8 (0)	8 (0)	8 (0)

「人分」…月間の利用人数

地域生活支援事業の事業量見込み

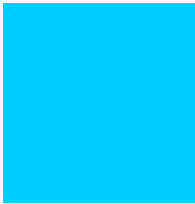
本市では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障がい者自立支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

計画期間中の事業量見込みは以下のとおりです。

地域生活支援事業の事業量等見込み

サービス名	(単位)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)相談支援事業	(市委託事業所数)	5か所	5か所	5か所
(2)コミュニケーション支援事業				
手話通訳者設置事業	(設置者数)	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(年間利用者数)	42人	46人	50人
(3)日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	(年間件数)	18件	20件	20件
自立生活支援用具	(年間件数)	46件	50件	50件
住宅療養等支援用具	(年間件数)	19件	20件	20件
情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	45件	45件	45件
排泄管理支援用具	(年間件数)	465件	500件	535件
住宅改修費	(年間件数)	10件	10件	10件
(4)移動支援事業	(利用登録者数)	52人	53人	54人
	(延べ利用時間数)	2,965時間	3,370時間	3,776時間
(5)地域活動支援センター	(事業所設置数)	8か所	6か所	4か所
	(月間利用者数)	175人	146人	114人
(6)訪問入浴サービス事業	(利用登録者数)	6人	6人	6人
(7)日中一時支援事業	(利用登録者数)	310人	376人	442人
(8)社会参加促進事業				
奉仕員養成研修事業	(年間修了者数)	108人	108人	108人
自動車運転免許取得・改造助成事業	(支給決定者数)	15人	15人	15人
(9)生活支援事業				
生活訓練等事業	(年間参加者数)	611人	617人	623人
(10)就職支度金給付事業	(年間利用者数)	10人	14人	18人

奉仕員：手話通訳者、要約筆記者



第 5 章 計画の推進体制



1

関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、障害福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「佐世保市地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2

計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、障害福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

また、本計画の効果的な推進を図るため、その進捗状況を毎年度、佐世保市保健・医療・福祉審議会及び同審議会の障がい者専門部会に報告します。

佐世保市保健・医療・福祉審議会 障がい者専門部会委員名簿

(平成 21 年 3 月現在 順不同 敬称略)

役 職 名 等	氏 名
長崎県立佐世保養護学校校長	坂梨 修司
佐世保市医師会	宮原 明夫
佐世保市医師会	萩原 博嗣
佐世保市歯科医師会医療福祉担当理事	太田 信知
佐世保地域リハビリネットワーク	野見山 拓也
佐世保市肢体障害者協会会長	村山 隆之
佐世保市視覚障害者協会理事	中村 美砂子
長崎県ろうあ福祉協会佐世保支部女性部長	島田 富美子
長崎県内部障害者協議会佐世保支部長	久保 寿光
佐世保市手をつなぐ育成会運営委員	伊藤 洋子
佐世保地区精神障がい者家族会ゆみはり会会長	鈴山 日出年
佐世保市民生委員児童委員協議会連合会副会長	寺本 賢吉
長崎県立ろう学校佐世保分校教頭	中里 かをる
佐世保商工会議所事務局長	田代 明
佐世保こども・女性・障害者支援センター障害者支援課長	羽田 栄一郎
佐世保公共職業安定所 職業相談部長	村上 睦朗
長崎国際大学人間社会学部講師	高島 恭子
つくも苑所長	松尾 康弘
佐世保祐生園事務長	福本 新一
チーム・フォー・バイ・フォー 理事	西村 多賀子
むすび会理事長	福山 喜博
ハートピア青空管理者	藤永 諭

佐世保市障がい者プラン 佐世保市障がい福祉計画

平成 21 年 3 月

発 行 長崎県佐世保市
企画・編集 佐世保市保健福祉部障害福祉課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号
TEL (0956) 24 - 1111 (代)
FAX (0956) 25 - 9670

ホームページ <http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/>
